



「生きるほどに美しく…美容福祉のこころ」

2005 新春セミナー 報告集

＜付録 関連資料＞

日本美容福祉学会

日本美容福祉学会 2005 新春セミナー

「生きるほどに美しく…美容福祉のこころ」[®]

■ 日時……2005年1月25日(火) 10:00~16:30

■ 会場……山野美容芸術短期大学 山野愛子メモリアルホール

<<<<< プログラムと報告集目次 >>>>>

司会者あいさつ	佐野 恒夫・日本美容福祉学会事務局長	1
開会あいさつ	山野 正義・日本美容福祉学会理事長	2
講演「介護施設がのぞむ美容福祉」	木川田典彌・社団法人全国老人保健施設協会常務理事、NPO法人 全国痴呆性高齢者グループホーム協会代表理事	5
講演「施設内理美容室エリザベートについて」	鈴木 長治・医療法人ケアテル最高経営責任者・専務理事	14
講演「心理学から見た美容福祉」	原 千恵子・東京福祉大学大学院教授	18
訪問美容奮戦記=NPO 全国介護美容福祉協会登録美容師=	佐野美恵子(在宅訪問) 加納 静江(府中療育センター) 伊藤 雅美(ケアテル猪苗代) 鈴木いづみ(ケアテル猪苗代) 杉本 剛英(多摩永山病院) 村木代志美(多摩永山病院) 有村亜紀子(多摩永山病院)	22
講演「これからの訪問美容に期待すること」「まとめ」	佐藤 典子・至誠ホーム「スオミ」アクティビティ・プロデューサー	32
資料	日本美容福祉学会	39
	NPO全国介護美容福祉協会	48
	山野美容芸術短期大学美容福祉学科	61



はじめに 「日本美容福祉学会新春セミナー」報告集発行にあたって

日本美容福祉学会は、2005年1月25日、山野美容芸術短期大学・山野愛子メモリアルホールで「生きるほど美しく……美容福祉のこころ」をテーマにした「新春セミナー」を開催いたしました。このセミナーには、日本美容福祉学会会員である美容師、介護福祉関係者、山野学苑教職員と、美容福祉に関心を持つ一般参加者約150人が参加しました。

日本美容福祉学会はこれまで会員を中心にした3回の学術集会を開催してきましたが、今回は美容と福祉の現場で働いている一般の方々にも参加していただくために、初の試みとしてセミナー形式で開催したものです。

今回のセミナーを通じて、美容福祉に関する学術的な問題提起、ビジネス化にあたっての視点、訪問理美容の具体的な実践報告等によって、「美容福祉」を多角的に深め、今後進めるべき活動の方向性を明確にすることができました。特に、豊富な実践に裏付けられた報告は、高齢者の福祉に対する優しさと新しい視点を提起するとともに感動を与えました。セミナーでの報告内容とともに美容福祉を研究・実践する関連組織の資料をまとめました。

高齢社会の福祉に貢献することを目指す美容福祉の研究・実践の発展のための問題提起・資料として、関係各界で広く活用されることを期待します。

平成17(2005)年6月

日本美容福祉学会事務局長・佐野 恒夫

「美容福祉」理論と実践の発展を目指して

山野 正義・日本美容福祉学会理事長



春浅い今日、ご多忙な中を、日本美容福祉学会「新春セミナー」にご参加いただきましたみなさんに心からお礼申し上げます。特に美容師のみなさんは週一回の貴重な休日に、また福祉介護の分野のみなさまは日常の大切な業務をやりくりされてご参加いただきましたことに感謝いたします。さらに学校法人・山野学苑の教職員、とりわけ山野美容芸術短期大学教授のみなさんが、美容と福祉の結合について研究する立場から参加されていることに敬意を表します。

本日の「新春セミナー」では、福祉の分野で先進的な研究と実践を推進され、心から尊敬申し上げている木川田典彌先生、ビジネスマンとして美容福祉に注目されている鈴木長治先生はじめ、美容福祉を推進し

ている各分野の先生方が、研究と実践報告をしていただくことになっております。

開会にあたり、学校法人・山野学苑が高齢社会の福祉に貢献することを目指して提唱しました「美容福祉」について、ひとこと申し上げたいと考えます。率直に申し上げて、美容福祉を人生に例えればまだ赤子の段階です。美容に関しては、山野愛子以来2代にわたって教育し、実践してきています。その美容の心を高齢者や障害を持っている方々の人生や日常生活に何とか生かしていくことを目指して美容福祉を構想しました。

この構想が浮かんだのは、10数年前、母・山野愛子が慶応病院に入院していたときです。入院が長期にわたったため、とりわけ大切にしていた髪の毛をシャンプーができず、不自由な思いをしていました。山野愛子を尊敬している慶応病院の婦長さんがシャンプーをしてくれましたが、ご自分のシャンプーしかした経験がない婦長さんは満足できるようなシャンプーはできません。そこで山野愛子の指導で山野愛子美容室銀座店の店長だった美容師を呼び、シャンプーをさせました。ところが美容師としては一流でしたが、寝ている病人にシャンプーをした経験がありませんので、山野愛子は、「そんなシャンプーの技術しかないのなら美容師を辞めなさい」と怒ってしまいました。

このシーンを見ていた私と娘の山野愛子ジェーンは、素晴らしい人生を歩んできた山野愛子が言う言葉ではないと思いました。話はそれですが数日前、ハワイでお世話になった方が亡くなり、成田空港に行きましたが、機体トラブルで出発が27時間も遅れたため、日航職員に思わず「行きはどうでもいいが、帰りはちゃんと連れてきてください」と言いました。帰りは無事でした。その時、「終わり良ければすべて良し」という格言を思い出しました。考えてみますと、山野愛子の人生はそうではなかったのです。美容師であるにもかかわらず、最期は自分の髪の毛も満足にシャンプーできないまま、あるいはしてもらえないまま、不満を持って世を去りました。この現実を何とか改善したい。美容師に福祉の心を差し上げたい、勉強してもらいたいと思い、美容と福祉を一緒にした美容福祉という新しい言葉・考え方を生み出したわけです。

美容界は化粧品を含めて4兆円産業といわれていますが、福祉業界は40兆円産業と、美容界の10倍の規模です。この美容と福祉の二つの業界が一緒になって、人々が「終わり良ければすべて良し」という人生をおくれるように、美容福祉という分野で活躍し、貢献できる人材を育成する目的で開設したのが「美容福祉学科」です。昨年度、初の卒業生を社会に送り出すことができました。日本で初の学科開設を申請したとき、文部省からは異端視されたことが記憶に残っています。しかし現在、美容と福祉の大切さは、社会的なコンセンサスとなってきて、世界的な経済誌「FORBES」は2004年12月号で、美容と福祉が、人々の心身を癒すという大切な部分でつながっていることを発見したと紹介しています。

余談になりますが、「サライ」誌2月3日号に掲載された、「江戸っ子炒飯」と題した記事で、私は「美しい姿でいることは、自尊心を高め、人生に心地よさや快適さをもたらします。料理の世界でも、美しい味と書いて美味。心地よい生活は、美しさから始まるのです」と書きました。食べるもの、接するものの全てに「美しい」ということを考えることは、自分にとっても楽しいことです。

私は、自分を美しくするだけでなく、お客様に美しさを与えてあげることができる美容師は大変素晴らしい職業だと日頃から思っています。お客様に目の前に座っていただき、鏡を通して目と目でコンタクトしながら、上から言葉をかけ、髪に触るのですから、説得力というかパワーがある仕事でもあります。医者には大切な仕事ですが、予防医学以外には、病気になった時しかお世話になりません。しかし美容師は一カ月に1回とか2回とか、必ずお客様と会います。美容師が、もっと勉強していけば、世直しの担い手にもなっていくのです。今日お集まりの美容師のみなさんは、福祉の分野を幅広く、奥深く勉強していただきたく、多くの方々が良い人生を送ることができるように、よきアドバイザーになって欲しいと思います。

今日お集まりのみなさんのお力によって、美容福祉をさらに早く浸透させていって欲しいと思います。さらに美容福祉の技術者が存在することを日本国内に広く紹介していただきたいと思います。日本の政治・経済の動向をみると、決して明るい予測はできま

せん。そんな中で、美容福祉が発展することによって、安心できる老後を迎えられる時代にしていきたいと願っています。

本日のセミナーを通じて、私も勉強させていただきたいと思います。本日は誠にありがとうございます。

<参考資料> 「生きるほどに美しく」 山野正義・著 IN通信社刊・1500円

=目次=

- 第1章 美しく生きる、自分らしく生きる——わたしがわたしでありつづけるために——
美は生きる力を与える／美を支える五大原則／手には技術を、胸には愛を／歓びを伝える手／心を癒す美容とは／生きるほどに美しく／がんばった自分へのご褒美を／あなたはあなたらしく／お金の本質を見極める／凜として
- 第2章 美は生きる喜び——美容、福祉との出会い——
介護に美容の心を—美容福祉の新たな出発／介護保険は生きる力を奪う？／サービスの原点にふれる旅／おしゃれは贅沢品か／自発性を引き出す美容の不思議／介護は究極のサービス業／真のサービスは対等の関係から生まれる／美容福祉の原点は“癒し”／望んだ介護サービスを勝ち取ろう
- 第3章 美容福祉の挑戦——すべての人に素晴らしい人生を——
基本はプラス発想／男性にとっておしゃれとは何か／ともに歓びを感じる場—院内サロン「サンティール」を訪ねて／美容のバリアフリー／「これほど、わたしのことを分かってくれた人はいない」／美容の常識を変えた「すいこへム」／学生が学び育てる美容福祉の心
- 第4章 限りある身の力試さん——わたしの挑戦の記録から——
十八歳、単身アメリカへ／社会の闇を知った第一夜／無一文からトラック運転手に／負けるもんか／大学生活との両立／アメリカ流金銭哲学／勝負のとき／全米にその名をとどろかす／「Yes, I can!」
- 第5章 人生の主演はあなただ——“生きること”に目を見開こう——
究極のクライマックスに立つ／自分自身を見つめて／あなたはいくつまで生きていますか？／人生は自分が創る物語／老犬は新しい芸を覚えない／いま、輝いているか？／この瞬間の「決断」を繰り返して／生きて癒しの不思議を知る／元気があれば何でもできる／夕陽は朝日と同じように美しい
- 第6章 美はすべての人のために——日本再生の願いを込めて——
変容する日本人の自画像／「これがわたしだ！」／生きていることのリアリティを感じる／美しくありたいと思った瞬間から／文化と伝統の継承を／トータルビューティはユニバーサルへ／美は拡大する—I have a dream

山野正義（やまの・まさよし）昭和11(1936)年東京生まれ。学習院大中退後渡米。1958年、米国ロサンゼルス市ウッドベリー大学卒。同大学経済学博士。全米保険業界の寵児となる活躍で、1970年、米国著名人協会会員。1978年、米国カーター大統領からフレンドシップフォース日本代表に任命された。現在は、米国UCLA財団理事、学校法人山野学苑理事長、山野美容芸術短期大学学長、財団法人国際美容協会理事長、山野日本語学校校長、山野医療専門学校校長、WWF(世界自然保護基金)ジャパン理事。著書に「思えば叶う」「生きるほどに美しく」など。

「介護施設がのぞむ美容福祉」

木川田典彌（社団法人全国老人保健施設協会常務理事・NPO法人
全国痴呆性高齢者グループホーム協会代表理事）



日本美容福祉学会「新春セミナー」で基調講演の機会を与えてくださった山野正義・日本美容福祉学会理事長に感謝申し上げます。

私はこの学会の理事でもありますので、理事長から学会のために何かをやれと言われてればやらざるを得ない立場でもあります。

私は三陸海岸の片田舎で生まれました。朝、眼をさまして目の前に見えるのは太平洋であり、太平洋の遥か彼方の水平線から太陽が昇ってくるのを見ながら育ちました。そのことから私の座右の銘は「遥か彼方に」であります。三陸海岸の川で生まれた鮭が再び生まれた川に帰ってくるように、私も医師になって三陸海岸に帰ってきました、

現在は岩手県大船渡市の片田舎で、保健・医療・福祉施設の経営・運営をしている一人です。

● 『生きるほどに美しく』を読んで

本日のテーマは「介護施設がのぞむ美容福祉」ですが、私は「美容福祉」という言葉をまだ十分に理解していませんので、纏めるために随分悩みました。そこで山野正義理事長の著書『生きるほどに美しく』を参考にしました。一昨年、理事長から頂いてこの著書を読んで、本当にびっくりしました。「生きるほど」の「ほど」は時間と距離を意味することから、年毎、即ち毎年美しく生きよう、そして一生を、と云うことであろうと思います。人生を美しく生きようぜ、との願い、叫び、要求、訴えも含まれているものと私は解釈し、実にすばらしいタイトルであると感銘したのであります。

この本を著者の理事長から頂いて、一気に読破しましたが、正直、衝撃が頭を過り真っ白になった様な気がいたしました。そして私は驚きと感動、反省と後悔を強く意識してしまいました。

その理由は、保健・医療・福祉施設等で「人の美」はその人の QOL の向上に限りなく影響することと周囲の人も巻き込んで共有するものであることなど、あまり意識せず施設運営のハード、ソフト面において組み込んだ記憶がないからでありました。

しかし、我が国においては、美容福祉はまだ手探りの現状であるならばと思いつつ今ここで美容福祉の世界に飛び込めば、会場の皆様方にも追いつくのではないかと心新たにしたところであります。

この様なことから、私は理事長に 2 つの事をお願いいたしました。1 つは理事長に私を友人としてほしい、2 つ目は、100 冊の本を買いますがそれを広くばらまいても宜しいかとのお願いであります。

著者である理事長は快諾して呉れましたので、私は直ちに行動を起こし、まず、厚生労働省老健局長中村秀一さん、計画課長石井信芳さんはじめ、課長補佐、係長さん等に贈呈。その際に「私の友人の著書です」と表紙裏にサインを書き込んで差し上げました。また、岩手県内の全介護老人保健施設や全国の友人・知人にも贈呈いたしました。それがこの本『生きるほど美しく』であります。

● 認知症高齢者との出会い

私は大学を卒業して大学院に進学し、ある精神病院に臨時医師として勤務していたある秋の日に、病院の玄関に黒塗りの高級車が停車し、身なりの上品な中年紳士夫妻と女学生の制服をきちっと着こなしたその娘らしい 3 人が車から降りました。そして、その車の中から着物を着た、信心深く、また教養のありそうな和服がとても似合う上品で魅力的なお婆さんが連れ出され、そのお婆さんは入院させられたのです。

この情景を私は窓越しに見入っていました。精神科の専門医にそのお婆さんの病名を確かめるように聞きました。その医師は、お婆さんはアルツハイマー病であると教えてくれたのです。私はいま思うに、その家族はお婆さんの行動障害に処遇しきれずに精神病院に助けを求めたのであったろうと思えてなりません。約 42 年前の日本といえば、子供や孫が尊敬し、愛する母親や祖母を精神病院に入院させることなど到底考えられない時代でありました。家族はお婆さんの異常な行動は精神病が原因であると思いついたのであろうと思われるのです。そして、家族は考え、思い悩んだ末に精神病院での治療を希望し、そのお婆さんを連れて来たのであろうと想像できるのです。

この紳士夫妻と孫娘の 3 人はお婆さんを精神病院に入院させ、治療を受けさせることによって精神病が治り、昔のような優しく、思慮深く、信心深く、元気で明るいお婆さんに再びなるだろうと堅く信じたことだろうと思うのです。数週間後にその家族がそのお婆さんを見舞いに再びこの精神病院を訪れて来ました。その時、孫娘の顔がとても「嬉嬉」としていたことが特に印象的であったことが、私の脳裏に 42 年後の今でも焼きついているのです。孫娘は昔のお婆さんの姿になっていることを期待して、病院に駆け込んできたよ

うな素振りに私には映ったのです。お婆さんが看護師に連れられて病棟から出てきた時、笑顔で期待に胸を膨らましていた孫娘の顔は一瞬にして、悲痛と絶望のそれに変貌し、目からは涙が溢れ、驚きのあまり金切り声を発して泣き崩れてしまったのです。それは、家族の前には想像もつかない、化粧気もない、髪もボサボサと逆立ち、話す事すら出来ない、薄汚い老婆として、そこに立っていたからなのです。孫娘が知っているお婆さんではなく、見知らぬ不思議な他人がそこに居たことになるからでありましょう。家族と共に生活していた時には、急に興奮したり、苦悩に満ちた顔をしたり、徘徊したりしていたお婆さんが面会時には能面のような無表情の顔貌となっていたのですから、その驚きは無理からぬことでもあります。鎮静剤と向精神剤を投与されて情意鈍麻して変わり果てたお婆さんがそこに居たに過ぎなかったのです。

私はこの衝撃が頭にあったためか、勤めていた病院の幹部に、特別養護老人ホーム設立のお願いをしたのです。1965年に、その施設が開所されました。精神科医ではありませんでしたので、精神病と認知症高齢者とは何かが違うという思いが当時そうさせたのだと思いますが、東北では2番目に開所された特別養護老人ホームでした。

私がここで述べたいのは、当時医療は提供するが、ケアやサービスとは何かが十分に理解されていなかったために、サービスなどが十分に提供されない時代であったと云うことでもあります。もし家族が会いにくるのなら、美容福祉の心があって、施設や看護師が化粧や身なりをキチンとして整容してあげて、家族の前に出してくれれば、あの孫娘のような驚きや悲しみを与えるようなことはなかったと今は思えるのでありますが、当時の現場ではそれ等を十分認識していなかったのです。そのためこの度『生きるほどに美しく』を読んで、改めて当時のことなどを思い起こして私は強く恥らいを感じたのであります。

●高齡透析者の苦悩

私は、その後、大学を辞めて岩手県立病院に22年間勤めましたが、そこで透析患者に関わるようになったのです。

地方の県立病院でしたが、人工腎臓による透析療法の導入、また数例の腎移植手術をも施行し、私の透析療法の技術を信じた患者は透析療法を受けるため60kmもある遠くの町から、往路にバス、汽車、バスを利用して来院し、治療を受けた後に、再び復路にバス、汽車、バスを利用して帰宅につくのです。私はこのような唯一人の高齡透析患者のためにサーテライト施設にお願いして、1976年に自動車による無料の患者送迎を全国の透析施設に先駆けて開始させたのです。この患者送迎の行為は、当時日本においては他に誇れる例を見ない透析患者へのサービスであり福祉的な救済の心であったのです。因みに、この送迎サービスは現在も継続し、29年間走行距離38万km以上（月までの往復距離）無事故であります。この送迎サービスの提供は、認知症高齡透析者やその他の高齡透析者を入院看護から在宅での介護を可能にするとともに、更に寝たきり高齡透析者をも在宅介護に変えま

した。しかし、高齢透析者の延命と日本の社会構造の変化から、高齢透析者の在宅での介護に支障をきたす新しい問題が生じてきたのです。

高齢透析者の苦悩は、身の回りの諸問題（整容、美容、清潔の困難、経済的理由、その他）から自暴自棄になりがちであります。また、若い男性が透析をすると性的に不能になったり、奥さんが透析者になると吐く息や汗が尿毒症の匂いがするからと問題になったりしますが、その時、私はその様な人達に美容や整容について、当時、特に何の手も差し伸べていなかったということに恥じらいを感じるのです。もし美容福祉の心があれば、こういう苦悩に満ちた若い透析者や高齢透析者を整容、美容、清潔の点からでも援助、救済できたのではないかと感じるのです。

高齢透析者の心理は複雑であります。民俗学者の柳田国男が定義しているのですが、日本人は、死生観、倫理観、宗教、心情などが繊細に織り込まれた心をもった民族だと言っています。家族、家庭、出生地などに対する執着心が強いのです。それから自分が住み慣れた土地・家・愛着のある家庭での生活、そこで死を迎えたいという強い情緒的な願望を持っているのです。高齢透析者にアンケートをとると、90%以上が「自宅で死を迎えたい」と。山野正義理事長の著書にあるように、欧米人は「Sunset is as beautiful as sunrise.」という人生を送りたいと思っていますが、実はこのことは日本人も同じであります。しかしながら私は医療の場に立って、当時はそういうことに無頓着で日本人の心情などをあまり考えずに Cure だけに取り組み、Care、Service を軽んじてあまりこれらを大切にしなかった様な気がするのです。

高齢者への対応には、大きく分けると「医療を提供する=Cure」、「看護・介護を提供する=Care」、「社会資源を提供する=Service」の3つがあります。1980年代前半はCureとCareの時代だったと言えます。最近、Serviceが加わり3つの時代に入ってきております。家族・施設・公的サービスの3つが三位一体となってはじめて高齢者に対するより良いケアが出来ると思えますし、高齢者やその他の弱者の社会的救済にもつながるだろうと思われるのです。

透析者の増加、特に高齢透析者の増加が病院における、透析医療現場を圧迫するようになりました。そこで私は1991年に「透析センター併設型介護老人保健施設」を考えついて開所したのであります。

●「うつ」と「認知症」高齢者への対応

介護老人保健施設を運営していると、うつ状態になる高齢者が多いことに気がつきました。うつ病の有病率を見ると、65歳以上の前期高齢者では約15%、75歳以上の後期高齢者では約20%であります。老健施設は100床が基準ですので、約20人のうつ病の高齢者がどこの施設にもいる事になります。うつ病の症状は、①自己嫌悪、整容・美容・清潔に無関心 ②誰とも会いたくない ③食欲がまったくない ④感情喪失 ⑤倦怠感、脱力感の襲来一などであります。したがってこうした症状を信号として気がつけば、うつ病に

対する対処を早めにする必要があると認識する上からも、美容福祉を取り込んだケアは大切だといえるのです。

うつ状態の高齢者への支援は、①何かに挑戦しようとする気持ちを惹起させるような心理作戦により、失われたあらゆるものに対する尊敬の念や信頼感を取り戻すこと。②自分がうつ病であることを周囲の人に知ってもらうこと。③とても信頼ができ、自分を支援し、温かく見守ってくれる人を持つこと。④人生を生きるということは実に素敵じゃないか、兄弟！の気持ち (By Dr. Geeves=オーストラリアの著名な医師) 等というサポートが必要であります。

この10年程、認知症高齢者のケアに関することが社会的問題となり、また、老健施設にも認知症の入所者が多くなってきましたが、私はそのことの実を踏まえて、1993年に、①認知症高齢者のケアに関する諸問題の解決のための援助と支援②市民や認知症高齢者を抱える家族に対して「認知症」に対する正しい知識と理解のさまざまな啓蒙運動等を目的に、地元で「呆け老人を抱える家族の会」を創設しましたが、これは当時として、地方では早い取り組みでした。この会には、認知症ケアの専門家、精神科医、脳生理学者、社会保障の権威者などを呼んで、認知症に対する偏見を如何にして取り除くかについての市民運動をしたのであります。その過程の中で考えたのが、ボランティア劇団『気仙ボケー座』の旗揚げであります。テーマは「広げよう！ぼけへの理解」でありました。団員は施設職員、家族会の方々、医師、福祉関係者等でありました。上演内容は「物忘れの違い」「ごはん戦争」「うんち戦争」「徘徊騒動」「ぼけ隠し顛末」「精神余命」等であります。これらの寸劇は非常に好評で、1994年9月から現在まで115回も公演されており、一昨年は、「国際痴呆ケア会議」が開かれたシドニーの会議場で上演し、喝采を博しました。今年6月にはイギリスのエジンバラで公演する予定であります。

演劇の台本原稿は、毎日、お年寄りの「おやっ！」と思われた一つ一つの言葉・行動・行為をも逃さずに書き込んだノートから得た内容であります。その中からネタ本が出来たのでありますから、生きた材料なのです。去年は厚生労働省老健局から招待されて東京都内で公演しました。公演会場ではしばしば、認知症の高齢者の方々の安住の地はどこなのだろうかを話し合うのでありますが、その結論は、何時も、家庭でありグループホームではないかということになります。私は10年前にはグループホームとは何かを知らなかったのであります。そこでグループホームを開所するにあたりスウェーデンに職員5、6人を見学に行かせました。私は期待して職員の報告と回答を待っていたのですが、帰ってきた職員の報告書には「スウェーデンのグループホームで勉強する事や得る事は少なかった。」とありました。そこが、私どもの職員の偉いところですが、「スウェーデンでは制度があるからグループホームでケアをしているようなものだ。だから心が感じられないケアだ。スウェーデンのようなグループホームなら作りたくない」と云うのです。

私のにとっては大変な驚きでした。柳田国男が言ったように、繊細な心を持った日本人に

は、日本人らしいケアをすべきだと私はそこで結論づけたのであります。それは日本的な、二世帯、三世帯が一緒に生活していた当時のような、家族的感覚でのケアをしようではないかと、そして平成8年に日本で8番目のグループホーム“ひまわり”を作りました。このグループホームにある年の秋、秋刀魚の水揚げ時期で、入居者のおばあさん達が料理していたのですが、秋刀魚の生臭さと焼煙のぼうぼうのところにおーストラリアから3人の訪問客がありました。その外国人客はそのダイニングから一向に動こうとしないで、約1時間くらいその風景を見守っているのです。そこからやっと離れた後、その客人が私に「私達と認知症ケアについて共同研究をしたいのだが」と申し入れがあったのです。彼等は日本で多くのグループホームを見学してきたが、感動するものがなかった。ここにきて初めて感じた。自分たちが求めている認知症ケアの原点に近いというのであります。何故か、彼等には、認知症の高齢者が包丁を持って魚を上手に処理しているのが考えられない行動だというのであります。日本とオーストラリアとの文化の違いもあるでしょうが、実はこのホームの入居者は生き生きとしていると彼等は感じた様なのであります。

私が一番困惑したのは、英語ができない施設の職員が共同研究ができるだろうかということでした。しかし職員から、『自分たちなりに精一杯頑張りますからやりましょう』と逆に提案されました。職員はその翌日から地元で外国生活を経験した方を呼んで、英会話の勉強を始めたのです。そして共同研究を進め、それはいまだに続いており、その間における研究成果の発表は国内外で行われてはいましたが、先日、初めて日豪共同研究の本を英国から出版されるまでになりました。

共同研究を始めた時、両者は「認知症ケアの10原則」を作りました。それは、①少人数であること②地域に密着していること③家庭的であること④いつも同じ馴染みの環境づくり⑤持っている力の開発とその発揮を心がけること⑥否定せず、全てを受け入れること⑦その人の生活が主体であること⑧可能性を信じること⑨ゆったりと楽しく⑩尖鋭された洞察力を身につけることなどであり、美容・整容については何も書いていないのですが、実は10原則③⑤の中に入っているのであります。

日豪共同の研究の結果、共通する価値観、共通する認識は何か、を800枚の写真の中から15枚を選び出すと、その中に「いつも綺麗でいたいという入居者の気持ちを支援するスタッフ。尊厳、尊敬、その人らしさに重点をおいている。」「自分自身を自ら表現し、自分を感じることができる。セクシャリティ・習慣性・社会性が尊重され、外に向けての意欲も促される。」ということが両者にきちんと入っているのであります。

●介護施設における美容の意義

本日のテーマである「介護施設における美容の意義」についてまとめてみますと、①その人の見極め②アイデンティティの維持③社会性の維持④意欲の向上⑤セクシャリティーであるといえます。女性は女性らしく、男は男らしさが大切であることは永遠の原則であり、テーマであります。いろんな施設においても、美容・整容がいかに大切であるかを

高齢者介護施設ばかりではなく、その他の福祉施設においてもこれから力強く運動し啓発して行くべきだとの思いに至っております。今までは、施設においてはどうしても Cure と Care が主であったとしても、私の場合、医師ですから Cure の方に傾いていたのかも知れないのからこそ、今後は Care と Service をどんどん織り込んで、特に美容・整容・清潔を大切に施設ケアを指導して行きたいと願っています。

加えて、「高齢者福祉の担い手をどのように育成していくか」も大切な課題であります。岩手県で 2004 年に卒業した人材は、①看護学校卒業生数=846 人②福祉専門学校卒業生数=516 人③リハビリテーション学院卒業生数=80 人④理容学校卒業生数=91 人⑤美容学校卒業生数=482 人となっています。この方々が砂漠の中での川の如く消えるようにどこかに行ってしまう、私達が職員募集しても介護士以外応募者がいないのです。老健施設には美・理容室はありますが専属の美・理容師は職員としてまずおりません。私が 10 数年前、デンマークに行ったとき、ネイル・セラピストという肩書きの方がおられて、ネイル・セラピー用の部屋も整備されていました。私は帰国して直ちにネイル・セラピストを雇ったのですが、毎日高齢者の相手をするのに耐えられなかったのだと思いますが、半月で辞めてしまったのです。高齢者には、認知症や身体障害者もいますので、介護技術を身に付けている人でなければ、美・理容師の資格があったとしても施設職員としては勤まらないであろうと思われるのです。もしも私の関係する施設に美・理容技術を持った人が入職したら、直ちにシドニーの痴呆ケア研究所や交流のあるスウェーデン、デンマークの施設での高齢者ケアは勿論ですが、認知症ケア研修などを行って実力ある職員として育てようと思い、期待しているのであります。

「生きるほどに美しく」は、非常に分かり易く良い言葉であります。これを更に発展させて言うなら、次のように言えると思います。

「人の美は老若男女にとって、永遠のテーマであり、それを求める仕草は『A Never Ending Journey』である。そして、その Story は、①美しく生きる②自分らしく生きる③生きる歓心を得る④素晴らしい人生と美しい終焉⑤自分の持てる力の発揮⑥誇りと自信を得る⑦美は他人愛も育む」であろうと思うのです。

しかしながら、これは、求めても求めても、なかなか到達できませんので『A Never Ending Story』であると思うのです。生涯を通じて人生を美しく生きていきたいということ、本当は大切であるのに、私はあまりにも『美』というものを無視したケアの世界に身をおいた様な気がして恥じらいを感じるのであります。

さて結びとして、もし、ここに高度な身体障害者（四肢拘縮、視聴覚障害などの重複）の人がいたとしたら、その人が自分を表現できないとしたら、その人は何を求めるのでしょうか。多分、最期だけは「清潔でありたい、美しく死にたい」と思っているだろうと想像出来るのです。

重度の障害者は何も表現できませんが、しかし、こんな事例も経験したのです。重度障

害者で認知症の高齢者をバスハイクで外に連れ出し、ある場所を通った時、その人は溢れるような涙を流したというのです。バスハイクから帰って、その高齢者の成育歴を調査したら、そこが生まれ育った地域だったのです。何も表現できない人、何も知らない人、何も感じない人としてケアしていたのかも知れませんが、ちゃんと記憶と感情を持っていたのです。表現はできなくても、ここが自分の生まれ育った土地であることを感じ、感激し、涙したのです。重度の認知症の高齢者の方で何も表現ができなくても、必ずその人にはその人なりの内的な世界が存在するのです。このことから、私はこの重度認知症の内的世界の解明に挑戦した研究を続けているのです。その結果を現場のケアに取り入れより良いケアが出来たらと夢見ているのです。

美容師法は内容的には衛生法であるそうですが、ケアには清潔・整容、そして美容が基本であることの確認を私は致しました。近い将来、美容福祉士の資格が国家資格に昇格されることを念願すると共に、ケアを身に付けた多くの美容師が施設に入職し、生きる喜びを利用者の方々に与えて呉れることを期待する次第であります。

<参考資料>

医療法人 勝久会 〒022-0002 大船渡市大船渡町字山馬越 188 ☎0192-27-0632

(大船渡市)

地ノ森クリニック
介護老人保健施設「気仙苑」
気仙訪問介護ステーション
大船渡市在宅介護支援センター
気仙指定居宅介護支援事業所
地域リハビリ広域支援センター
認知症高齢者グループホーム「綾姫」

(陸前高田市)

松原クリニック
介護老人保健施設「松原苑」
松原訪問看護ステーション
陸前高田市在宅介護支援センター
認知症高齢者グループホーム「つばき」
認知症高齢者グループホーム「りんご苑」
松原指定居宅介護支援事業所
認知症専門デイサービスセンター「竹の里」

社会福祉法人 大洋会 〒022-0006 大船渡市立根町字下欠 125-15 ☎0192-26-2714

児童養護施設「大洋学園」
児童家庭支援センター「大洋」

地域小規模児童養護施設「若葉ホーム」
小規模グループケア「さくらホーム」
知的障害者授産施設「慈愛福祉学園」
慈愛福祉学園デイサービスセンター
身体障害者授産施設「朋友館」
精神障害者授産施設「星雲工房」
地域生活支援センター「星雲」
身体障害者授産施設「青松館」

社会福祉法人 典人会 〒022-0002 大船渡市大船渡町字山馬越 197 ☎0192-27-8605
気仙デイサービスセンター（認知症専門・寝たきり専門）
認知症高齢者グループホーム「ひまわり」
特別養護老人ホーム「ひまわり」
「ひまわり」指定居宅介護事業所
大船渡市末崎町在宅介護支援センター
末崎町デイサービスセンター
認知症専門デイサービスセンター「菊田」

医療法人 希望会 藤沢病院（精神科）
〒022-0004 大船渡市猪川町字下権現堂 101-1 ☎0192-27-9212

社団法人・全国老人保健施設協会
〒105-0014 東京都港区芝 2-1-28 成旺ビル7F ☎03-3455-4165 Fax03-3455-4172
E-mail : info@roken.or.jp

NPO法人全国痴呆性高齢者グループホーム協会
〒160-0003 東京都新宿区本塩町 8-2 住友生命四谷ビル ☎03-5366-2157 Fax03-5366-2158
E-mail : info@zenkoku-gh.jp

「施設内美容室『エリザベート』について」

鈴木 長治（医療法人ケアテル最高経営責任者・専務理事）



私は、介護老人保健施設「ケアテル猪苗代」内の美容室を、血みどろになって美を追求した「エリザベート」にちなんでそう命名しました。美しくあるということは、大きな裾野があります。このセミナーには、医療・介護・美容の各職に就いている方々が出席されています。私はビジネスマンですので、木川田典彌先生のように学術的でなく、あえて美容の職務、または経営にあたっている方のビジネスにプラスになればと考えて、お話したいと思います。

ビジネスは、基本的に儲けなければ意味がありません。儲けるということは、そのビジネスなり提供する商品に利用価値があるから、利用し購入するのです。利用する限りは、利用料を支払ってくれます。です

から儲けが多ければ多いほど、社会に対する貢献度が高いことを意味しますし、儲けが多いということは、人々の生活向上に貢献し、幸せを提供している事業なのだと、大いに胸を張っていただきたいと思います。

「山野」と言えば、山野愛子先生しか頭になかったのですが、「生きるほどに美しく」を通じて、山野正義理事長と知り合うことができました。山野理事長は、山野美容芸術短期大学学長として、さらにはマイタワー建設と、大変な努力をされています。そうしたビジネスを成功させているということは、それを必要とされる方々が、利用料を支払い、技術を買いにきてくれているから伸びているのです。従って、美容室一つとっても発展し、繁盛し、多店舗化していることは、その経営者の智恵と工夫と差別化によってそうした展開ができるのです。1年間に美容師は約3万人誕生しているといいます。「美容師を目指すなら、まず山野に行って勉強する」ということになれば、まだまだ大きくすることは可能なのです。

私もホテルを経営していて絶えずいいます。「まず私のホテルを予約していただく。私のホテルが一杯になったら他のホテルにいていただく」という魅力とクオリティをつくり

出すためには、智恵しかありません。その智恵をどう作り出すかです。

3日ほど前に理髪店に行ったところ、そこの経営者は「不景気で困りました。先週はさんざんでした」と言うから、私は「何を言っているのですか。外には人がいっぱい通っているではないですか」と言いました。すると「入ってきてくれません」という。まったく受け身なのです。私だったら、ハサミとクシを持って外に出て、お客さんに呼びかけます。ただ待っているのではなく、積極的に行動すべきです。医者も来た患者を「診てあげる」という姿勢ではだめで、「診させていただく」となるべきです。

ですから私は10年前、少子化時代になると豪華な建物では行き詰ると考えていた時、介護老人保健施設のことを知り、これからは「健康」という商品をどうやったら認知してもらえるかと考えました。そこに必要なことはブランドです。ヤマノのブランドは絶対です。健康という商品をホテルで提供するにはどうしたらいいか、やはり病院です。病院となると、費用対効果を考えると採算が問題となります。そこで考えたのが介護老人保健施設です。

こうして建設した施設を見た木川田先生は、「これからの老人保健施設のモデルとなるものだ」と評価してくれました。その時から、健康という商品を発展させていくために木川田先生の指導を得て、今日にいたったのです。ですからホテルだからお客さまにきていただいて収入を得るという時代ではありません。病院だから患者さんを治してあげるだけではないのです。今、ほとんどの老人保健施設は病院の延長線です。しかし私はホテルの延長線で介護老人施設を作り運営しています。ですから美容室でも美容に加えてネイル、エステ、アロマセラピーと商品は多様化していきます。そして心が通うプラスαの努力競争によって繁盛店となっていくのです。智恵の競争、前を向いて取り組む競争なのです。経営に携わっている方は、寝ていても仕事をしていると思います。

とにかくビジネスを成功させるには智恵です。収入は自分の努力に比例します。収入が少ないということは努力が足りないのです。ですから私の人生観では、いつも前向き、プラス思考で智恵を絞ることです。いつも順調にお客さんが来るということはありません。厳しい時もあります。厳しい時を乗り越えて、少しずつ伸びていきます。人使い、近隣の折衝、お客さんとの会話等々全てが、「己のなす技、否を語るはその否は己にあり」です。「だめじゃないか」ということは自分の教育が悪いのです。

美容室「エリザベート」は美容だけでなく、ネイル・フェイシャルもやっています。利用状況は、2人の美容師で週2回、8人~10人が利用され、これまで延200人くらいになります。NPO 全国介護美容協会認定の登録美容師2人にきていただいています。入所者・職員から大変感謝されています。今年正月には10数人の職員が振袖でサービスしましたが、その着付けも担当していただきました。利用者は、「毎日暮らしている中で、この時間が一番楽しみです」「さっぱりしました」「やはり女ですから、こんふうにきれいにしてもらえるととても嬉しくなります」「丁寧にやっていただいて大変良かったです」「ブローと

セットが大変よかった」「上手にやってもらってよかった。また来月もお願いします」というように、喜ばれています。

山野正義理事長が書かれた「生きるほど美しく」に全て網羅されていますが、美しくあるということは、身も心も、つまりある意味において気持ちによって人間の健康がよくなり、満足につながるのです。ですから私が介護老人保健施設を建設するに当たって一番大切にすることは「安全」、二番目は「おしゃれ」、三番目は「死角を作らない」、四番目は「臭気の除去」、五番目は「省力化」です。それから建材等はリノベーションの時に、または長年使えるような素材を使うことです。ヨーロッパの建築物は石造り、100年、200年は当たり前です。年月が経てば経つほどに逆に重みが出て、美しくなります。ですから一回作ったら100年は当たり前という物差しで建物を作っていくことです。

こうした考え方を前提に設計して建物を作っていくなら、運営面のランニングコストがかかっても採算がとれます。そうすれば利用者と家族から喜ばれるとともに、職員を優遇することもできるのです。これは美容室経営でも同じです。これからはライフ・スタイルや年齢層が変わってきます。今年の成人は150万人でした。最も多かったのは20年ほど前の250万人です。100万人減ると、美容室に来るお客様、自動車を購入する人も減ります。テレビ、住宅、大学、みな影響してきます。そして税金が減ります。働き手の中心である30歳～39歳は、1980年＝2000万人。2010年＝1800万人。2020年＝1400万人、2030年＝120万人、2040年＝100万人になります。日本のすべてのパイが小さくなっていきます。若い人の方が減ります。だからこそ美容に福祉を付加していくことが必要になります。エリザベートも介護を必要とするお年寄りをケアしています。

ビジネスを展開する上では、話し上手、聞き上手、技術上手、カットがうまいということは当たり前です。一昔前までは「〇〇さん」と読んでいましたが、現在は「〇〇さま」と呼ぶようになっている病院も多くなっていますが、言葉を変えただけではダメです。「神様」扱いをすることです。例えば、子どもでも動物でも自分より小さなものは可愛いのです。可愛いものを並べて感動するのではなく、凄いというもの、凄いといわれるものがなければだめです。何をやったらそこで凄いといわれるか、が大事です。直面した時がチャンスなのです。ですから、こだわりにこだわって、経済力で自分の幸福をつくり、そのことによってより多くの人々が喜びや感動を味わえるようにすることです。自分が選んだ職業では、智慧を絞ることによって差別化を図り、発展させていくことです。

ケアテルの運営にあたっては、効率化を考えています。しかしその効率化は、単純に人件費を抑えるということではなく、利用者の家族が日曜日などに家族を見舞いに来るとき、どんな仕事ができるかは分かりませんので、申告によってそれに見合う仕事に時給500円で働いていただくことによって、人件費を抑制できます。100家族のうち、3割くらいが可能です。家族は入所されている家族と働きながら接触できます。これも智慧なのです。そして大切なことは行動することです。やり続けることによって実現します。

<参考資料>

医療法人 ケアテル (理事長・戸田房子、専務理事 CEO=鈴木長治)

〒969-2663 福島県耶麻郡猪苗代町大字川桁字元寺 2403-1

Tel0242-66-3030 FAX 0242-66-3501

介護老人保健施設 ケアテル猪苗代

〒969-2663 福島県耶麻郡猪苗代町大字川桁字元寺 2403-1

Tel0242-66-3500 FAX 0242-66-3501

- 通所リハビリテーションセンター Tel0242-66-3900
- ケアテル介護支援センター Tel0242-66-4100 FAX 0242-66-4177
- 猪苗代訪問看護ステーション Tel0242-66-2400 FAX 0242-66-2433

<施設内容> 入所=100床(うち認知症40床)、通所=40名

機能訓練室、療法室、地域交流ホール、食堂談話室、診察室、通所者ダイルーム、家族相談室、浴室、療養室、居室(個室、2~4人室)

<併設診療所> 内科、外科、泌尿器科、血液透析室、診察室、処置室、レントゲン室、検査室、手術室、リハビリ室、キッズルーム、会議室、食堂談話室、病室他

「心理学から見た美容福祉」

原 千恵子（東京福祉大学大学院教授）



●はじめに

私は昨年3月まで山野美容芸術短期大学美容福祉学科にお世話になっていましたので、まだ教員のような気がしています。さきほど木川田典彌先生は、「感動が大切だ」とおっしゃいました。私自身が感動することはあるのですが、人々に感動させていません。それで鈴木長治先生のおっしゃるように儲からなかったのかも知れないと思っています。感動させる方に回ることが必要かなと思いました。

私は美容師ではありませんので、美容についてお話することはできません。心理学を研究している一教員として今までやってきたことをご紹介しながら、美容と福祉に対する考え方をお話したいと思います。

教員は研究にお金を使うばかりで、儲かるということがありません。ですから何か良い方法がないかと考えて、心理学関係の学会では、「化粧＝美容」に関する研究結果を何回にもわたって発表してきました。去年は5つの学会で発表しました。今年も最近刊行される1万数千人の会員がいる心理臨床学会発行の「心理臨床研究」に「化粧療法」を発表しています。心理学の分野では、美容はまだ学問的にあまり取り上げられていません。そういう方面で、こういうアプローチの仕方があるということを広めることも、美容の将来にとってお役に立つのではないかと考えています。今日お話するのは、自分の研究に基づいたものです。

●美容の意味・効果

現在も老人施設で訪問カウンセリング、訪問セラピーを行っています。これまで、特別養護老人ホーム＝3施設、デイケア＝1施設、有料老人ホーム＝1施設で、延100数回実施しました。これを実施するにあたっては、大学教員、美容師等大勢の方々の協力を得ました。誰でも入れる勉強会的な「シニアセラピー研究所」を作り、学生にも施設に行きセラピーをしながら学ぼうと呼びかけています。老人や認知症の方々とお付き合いを始め

たのは、山野にきてからです。6年目になりましたが、今後も継続するつもりです。参加して下さる方がいれば歓迎します。

セラピー内容は、芸術療法、化粧療法、認知訓練という名称で、いろいろな方面からアタックして認知症を軽減したり、ケアしやすくする方法はないかを探っています。美容関連では高齢者にネイル、ハンドマッサージ、お化粧をしてさしあげます。そして最終的には高齢者も自分でお化粧して自律できることを目指しています。その過程で、認知症の方も自分でお化粧ができるようになってきます。絵を描くとか折り紙を使った作品を作る、生け花など芸術療法も行っています。頭をつかう訓練として認知訓練も行っています。

こうした実践を通じ、美容の意味・効果を考えてみます。第一は、周知のことですが、美容には、医療行為、魔よけ、超自然的、超能力的、あるいは性的ディスプレイといった意味があったわけです。美容はそういう力を持っていたと書物に書かれています。美容は今始まったことではなく原始の時代からあったのです。さらに美容は、健康維持・回復・促進のメカニズムを持ち、大脳の活性化、内分泌の働きの活発化、自律神経の安定、免疫を高める……などの効果・機能を持っていることが、これまでに分析・指摘されています。

第二は、美容は個人の尊厳に役立ちます。第三は、美容は社会との関わりを作ります。そして私は美容の効果の第四に、「つなぐ」という役割、つまり美容はいろいろな面をつないでいると考えました。何と何をつないでいるかを考えてみます。「自己と他」＝人と会うときはお化粧します。「自己と社会・仕事」＝仕事に行く前には男性も整容します。自分を社会に出すという役割です。「健常者と障害者」＝今年1月8日の朝日新聞に掲載された「精神障害者への理解を深めて」という養護学校教諭の投書は、「精神科に長期入院している26歳の長女が昨年末自宅に戻り、家族でクリスマスを祝った。病院に戻る時、髪を切りたいというので近くの美容室に連れていった。その時長女は、精神病院に入院していて風呂は週2回しか入れないので、まとめやすい髪にしてほしいと言った。美容師さんは他のお客さんと同じように長女の要望を聞きながらきれいに仕上げてくれた。長女も晴れ晴れとした表情で病院に戻った」という内容です。都内ではあたり前かも知れませんが、地方では精神障害とか知的障害者に対する偏見が残っています。美容師が障害者を受け入れてくれたことは大変うれしいことだと思います。

「こころとからだ」＝老人にならなくてもこころとからだは不可分です。お化粧によって、身体もピンとします。「自分と生」＝お化粧は生き生きと生きるために大切なことです。

「自分と性」＝お化粧は自分が女性であることの意識を思い起こしてくれます。「自分と内面（自己受容）」＝施設にいくと、「いまさら化粧などいらぬよ」という高齢者に、やや無理にもしてあげると言う、今まで拒否していた自分を認めるようになります。これは自己受容です。自己受容ができると他者受容もできるようになります。

第五に「ひきだす」「ひきつける」という意味があります。「ひきだす」ということは、高齢者を見ていると、高齢者は障害者とちがって、たくさんの記憶や思い出を持ってい

ますが、それがたぶん上手に出てこないのです。心理学では回想法がありますが、そのようなことをしないで、お化粧することによって、自然に回想がなされます。自分が一番良かったとき、華々しかったとき、最高の「私」が引き出されるのです。美容・お化粧で最高の思い出が自分の中に蘇るということは素晴らしいことです。かなり重度の認知症の方がお化粧のあと嬉しそうにしていたり、認知症のない方の書いた絵や短歌を見ると、自分がきれいだったころ、楽しかったことを思い出しています。お化粧によって能力が引き出されるのです。それらを続けていくうちに新聞が読めるようにもなりました。化粧はこうした能力を引き出すことができ、さらにきれいになれば人をもひきつけていくといえます。

●私と美容

一般に私たちにとって美容とは何かを考えてみます。私も含めてすべてのみなさんにとって、美容は特別のことではなく、誰でもいつでもする普通のたしなみです。言ってみれば日常生活上の当たり前のことです。その上で、自己アピールと欲求を満たすという面があります。数年前、NHKが約1000人に対して行った「日本人のストレス」調査結果を放映しました。その中で、大きなストレス要素が10項目ありました。1番は「先の見通しがたたない」でしたが、10項目の中に美容関連項目が3つありました。4番目に「歳をとることによる心身の衰え」、6番目「ダイエットが必要である」、7番目は「自分の容姿に不満である」です。ですから、私たち一般的な人間は、容姿に関心があって、それが満たされないとストレスに陥るといえることだと思います。

一般の人々にとって大事な美容が、障害者・高齢者には排除されてきたのです。なぜいままで障害者や高齢者に美容が考えられてこなかったのか、について考える必要があります。非常に厳しい言葉で言えば、「高齢者は人権のない、ケアの対象者にすぎない」という発想だったと言えます。「人」ではない人には何もする必要がないわけです。私も10数年まえ外国に行きましたが、ヨーロッパでもアメリカでも老人がお化粧することは当たり前になっていました。欧米では施設を作る時に、洗面所やトイレを作ると同じように、はじめから美容室を作ったり、または美容室に行くことを必要なものとして考えたのでしょうか。そうではなくてはじめは美容を考えなかったがだんだんに出来てきたのか、どちらかはわかりません。しかし単純に考えて、欧米でも最初から美容室があったわけではないでしょうが、今では施設に美容室を設置することが定着してきています。こう考えると、今の日本は非常に遅れているということになります。そのような現状では、施設入所・在宅を問わず、高齢者はあきらめ、やる気がないということになります。「お化粧しましょう」と呼びかけても、「私はどうせ死ぬんだから」とはっきり言います。ただ生きているだけの状態では、介護も勝手にして、ということになってしまいます。

痴呆症が認知症に変わりましたが、そうではなく「記憶喪失症」にすべきだという意見

があります。痴呆は記憶とともに意欲がなくなることが大きな問題です。心理学の立場から言うと、「学習性無力症」という言葉があります。心理学は実験心理から始まっているのですが、ねずみのある実験装置に入れて、時々電気ショックを与えます。逃げられない装置にいるねずみは逃げますが、逃げ場を作らない装置で実験されたねずみは逃げようとしなくなるのです。意欲の喪失は大きな問題だと思います。これをどうするかが今後大きな問題です。美容はこの面からも大きな力を発揮できりと思います。

●美容と福祉

これまでの福祉は、与えられるものでした。人が生きるために必要な衣食住を与えてくれました。また今の施設は立派になっています。問題はその中で何をするか、何をプラスするかです。プラスするもの、それが「美容」です。人間として生きる、プライド、向上心、他者とかかわるころです。これらをプラスする美容は、色の選択一つとっても全員一律ではなく選択していただきます。このように、美容はこれからの福祉の方向性を示すものと、とらえられると思います。これからの福祉は、ただ生きているだけではなく、自分らしくいきいきと生きる、エネルギーを持って生きることです。そして、自分で自分のことを律する、さらには社会参加を目指すことです。このように発展・展開していく上で、美容は役に立つということです。

簡単に言うと、「人と関係を持とう」、「とりあえず外に行こう」ということと、もう一つ「外に行けるよ」と言ってあげたいのです。施設では利用者はお化粧してきれいな服を着ると、ほとんどの高齢者は、「どこかに行きたいね」といいます。しかし今の福祉はそこで止まっているのです。「連れて行ってあげようよ」「外に行けるよ」と言いたいのです。障害者も老人も認知症高齢者も、気軽に外に行けるようになると、世の中全体が変わってくると思います。美容それ自体は、最終目的ではありません。そこから福祉が始まるのです。ですから美容の先にあるものを本当の福祉は求めなければいけないと思います。美容は福祉を変えていく、大きく言えば日本を変えていく福祉の原動力になるのです。

最近、「当事者主権」という言葉が新聞等に出ています。自分がどうありたいか、外にでて発言しようという動きです。2004年10月31日に、国際アルツハイマー病協会国際会議が京都で開催されて、60カ国4000人が集まりました。その中に21人いた認知症の方の発言者が、「私は、もの忘れはするが、いろいろな事ができる。考えることもできる」と発言しました。尼崎市のグループホームでは98歳の方が参加して、そのグループホームの共同生活のルール、例えば入浴の順番、テレビを見る時間などは、自分たちで作る＝当事者主権ということを報告しました。美容は、この流れに乗れます。新しい福祉に向かって美容師の先生方が伴走してくれることは大変素晴らしいことだと思います。

「訪問美容奮戦記」 NPO全国介護美容協会登録美容師

佐野美恵子（在宅訪問） 加納 静江（府中療育センター）
伊藤 雅美（ケアテル猪苗代） 鈴木いづみ（ケアテル猪苗代）
杉本 剛英（多摩永山病院） 村木代志美（多摩永山病院）
有村亜紀子（多摩永山病院）

（カッコ内は訪問美容を行っている施設など＝敬称略）

司会 北村 秀敏（NPO全国介護美容福祉協会事務局次長）



佐野美恵子さん

司会（北村秀敏） 最初に訪問美容を始めた動機をお話ください。

佐野美恵子（在宅訪問） 私は知人のお子様が重度の知的障害者で美容サロンに行くことができないため、訪問美容の依頼があったことがきっかけです。その後13年間、訪問美容を行っています。最初はお役に立てればという程度でした。

加納静江（府中療育センター） 私はブライダル関係に勤務していたのですが、福祉に関わる美容ということを新たに勉強したくなりました。それはある日、お客さまから「あなたの手は魔法の手ね。病院に行くより効果的だわ」とほめられ、私の仕事はそういう効果があるんだという驚きと発見があったからです。それから癒すことができるお店づくりに励むとともに、山野美容芸術短期大学主催の半年間の訪問介護員2級課程研修を受講して、美容福祉の基礎が身につき、NPO全国介護美容福祉協会の活動に参加させていただいています。

伊藤雅美（ケアテル猪苗代） 私が東京の美容室で働いている時、福島県にいる祖母が他界しました。その祖母が大好きだったこともあって、お年寄りと接していきたいと思ったからです。

鈴木いづみ（ケアテル猪苗代） 私が美容に入るきっかけは、女性にとって美とは何かを追究しようと思ったことでした。それを追究しているうちに、カットラインやパーマの技術的な美しさより、美しい生き方をサポートできる美容の仕事こそが大切だと思うようになりました。そう考えるようになったころ、父の体調が悪くなり会津若松に帰郷せざるをえなくなりました。実際に田舎を見渡すと一人暮らしの老人が多く、ホームヘルパーの援助でやっと生活しているケースが多いのです。こうしたことがきっかけになりました。

杉本剛英（多摩永山病院） 私の動機を限定するのは難しいのですが、これまでの人生の中で心の中に残ってきたことが積み重なって、それが蓄積された時、「すいこ〜ム」に出



加納静江さん

会ったのがきっかけかと思います。介護を受けていたおばさんを見舞った時、逆立っている髪を見て、母が「息子は美容師をやっているのよ」と紹介してくれました。しかしそのおばさんを前にして、私は美容師ですと自信を持って言えず、言葉に詰まってしまったのです。それが一步踏み出した最初のきっかけです。

村木代志美（多摩永山病院） 私のきっかけは、幼いころから美容師になるのが夢でした。中学生の時、

学校行事で施設を訪問する機会があり、福祉に興味を持ち始めました。美容師となってサロンワークをしているうちに訪問美容という仕事を知り、夢だった美容師と興味のある福祉が一緒になっている仕事は素晴らしいと思ったのです。

有村亜紀子（多摩永山病院） 私の動機は、前から訪問美容に興味があったのですが、一番のきっかけは認知症のお客さんと、家族から見放されて引きこもりになった主婦との出会いです。それからいろいろな事情で美容室に行くことができない方々がいるのだと思うようになり、そういう方々に自分から訪問してみようという気持ちになりました。

司会 いろいろな動機から訪問美容を始められたわけですが、実際に経験されると、さまざまな問題に直面されたと思うのですが、訪問美容にあたって気をつけていること、または失敗したこと、喜ばれたことなどについてお話ください。

佐野美恵子 単純な動機で「お役にたてれば」ということで始めたので、訪問美容についてのデータや情報がないままお客様と向き合ったものですから、試行錯誤しながら福祉のことを勉強させていただきながら現在にいたっています。その中で、出会って以来お世話をしてきた障害を持ったお子様が成人式を迎えられた際に、家族も周囲の方々もまず無理だろうとあきらめていたのですが、振袖を着せてあげることに大成功し、みなさんから大変喜んでいただけました。しかしこれは、1日や2日だけ向き合った結果であつたら、そんな喜びは得られなかったと思います。13年間という長い月日の間に人間としての関係が少しずつ育まれてきた結果の喜びだったと思います。こういう出会いが背中を押してくれるので訪問美容をしようという勇気が出ます。

加納静江 私が定期的に伺っている府中療育センターは、病院の施設も兼ね備えた重症心身障害児施設です。利用者様はほぼ寝たきり状態で言葉はなく、わずかな意識の中に入りますので、職員が24時間態勢で見守っています。そのような中で、カットする際に気をつけていることが、皮膚が薄く、デリケートなので美容器具等で絶対に傷をつけないように、つけてはならないと思っています。免疫力が弱いので傷をつけると治りにくいし、C型肝炎の方などもいますので、細心の注意を払っています。そして訪問先では、自分がその場所で違和感がないように振舞うことと、相手側に合わせる心遣いが必要だと思います。喜ばれたことですが、この施設の利用者様が喜んでいるということを私たちが感じ取るこ



伊藤雅美さん

とは、とても難しいことです。カットをするのは、清潔にしておくために周囲の方の配慮から行なわれることなので、利用者様は緊張しながら 100%が受身の状態です。ただ気持ち良さそうに目を閉じていたり、穏やかな顔をしていると安心して仕事ができます。一度、小さいな男の子がカットした後、ニコッと笑っているような顔をしてくれました。その時、利用者様と心が通ったような瞬間がありました。かすかな笑顔が私にとっては、最高のご褒美でした。訪問美容の喜びや大変さを語るには経験不足の私ですが、利用者様の緊張感もいくたびに和らいでいるように感じます。「すいこ〜ム」の便利さには慣れてきました。「すいこ〜ム」は、カット後の髪の毛の掃除をしないで済む

ので施設職員の負担が軽減されます。従って、このような活動はじわじわと浸透していくと思います。

伊藤雅美 リステル猪苗代内の美容室・エリザベートに来られるお客様は、車椅子の方が多いので、シャンプー台に移動するときは鈴木さんと一緒にホームヘルパー講習で習ったことを思い出しながら慎重に行なっています。まだ開始してから半年間ですので、大きな失敗は現在はありません。喜ばれたことは、カット中にいろいろなお話をするのですが、家族やお孫さんのことなどを話してくれて、帰り際に「ありがとない」と言われると、喜んでいただけたかなと思います。

鈴木いづみ 私も同じエリザベートで美容をしています。気をつけていることは、施術に入る前にトイレを確認し、顔色からその日の体調を見て接するようにしています。会話も何を話しているのか全く分からなかったり、逆にこちらの気持ちが相手に伝わらないことがあります。あきらめずに、心と心で向き合うという接し方は、常に維持していきたいと思っています。会話が弾まないとこちらの気持ちも落ち込み、それが利用者伝わってしまいますので気をつけています。失敗というか難しいことは、利用者のおばあちゃんは「刈り上げにしてほしくない。女だから襟足は長くしてほしい」というのですが、家族からは「坊主に近いくらい短くしてほしい」言われることです。こうした時はできるだけ利用者の要望にお応えするように接しています。喜ばれたことというより、私が喜んでしまったことは、車イスでカットに来られて「足痛くて歩けねんだ」と言っていた方が、カットが終わると車イスを忘れて歩いていくのを見てびっくりしてしまいました。その方の様子をさらに見ていると歩いて売店に行き洋服を選んでるんです。スタッフも「アララ」という感じで、車イスを持って行きました。この光景を見たとき、美容は力になっているんだな、と感じました。

杉本剛英 私が気をつけていることは、利用者の健康状態を見て、時間配分を決めて仕事をしていくことです。普段のサロンワーク以上に消毒など衛生面での気遣いと、要望を



鈴木いづみさん

よく聞くことです。病院では、医師や看護師との会話を中心ですから、私たち外部の者は、外の風を送り込む役割もあるので、話を聞き、情報を提供するということが大事です。ご本人のきれいになりたいという気持ちをどれだけ引き出せるか、時間をはしょらないで、聞く耳を持つよう心がけています。失敗というより困ったことは、手術も終わり経過も良好なある男性の利用者はそれまでは寝たきりでしたが、家族の希望で医師もよいと言うので、ヘッドレストをつけて車イスでカットすることになりました。しかし体力がないので、頭がだんだんにずれてしまい、寝たいというのです。その時思ったのは、周囲がカットしてあげてと言っても、本人にその気持ちがなく、つらいと言

っている時には逆効果となるので、カウンセリングの大切さを感じました。喜ばれたことは、最初に永山病院に行ったのは12月でしたが、その時、女性が、お正月にはきれいになって一時帰宅できると、涙ながらに喜んでくれたことです。瀕死の事故で入院された方の例ですが、最初は寝たきりでカットしていました。1カ月後はベッドの上で起きて、次は車イスでとだんだん回復していきました。こういうお客様は、こちらも明るい気分になりますし喜びも伝わってきます。最後には記念写真を撮るほどになりました。

村木代志美 私が気をつけていることは、病院内のICU（集中治療室）などでカットする際、さまざまな治療器具を外さないように注意しています。失敗というか気をつけていることですが、有村さんと2人でICUの患者様をカットした時、カットが終わって看護師さんも「きれいになったね」と言って、鏡で見せてあげました。その時、患者様の目には涙が見えたのでハッとしました。その顔は嬉しい顔ではなく悲しそうでした。その患者様は、元気な時の自分の顔との違いに驚いたのだと思います。サロンでは鏡で見ていただくのは当然のことですが、状況や立場によっては、普段のサロン以上に気配りが大切だと思いました。嬉しかったことは、患者様が鏡を見て「すっきりした。ありがとう」と笑顔を見せてくれたことです。私の元気を少しでも患者様に上げられ、患者様の笑顔が私を勇気づけてくれる訪問美容を今後も続けたいと思います。

有村亜紀子 病院ですので、気をつけることはたくさんあるのですが、特に救命救急センターやICUの患者さんたちは、身体中チューブだらけなので必ず2人で行なうようにしています。ドライヤーのコードを抜く時には必ず2人で確認しています。体調が急変することもありますので、意識のない方でも声をかけながら変化に気をつけています。失敗したことは、初めての在宅訪問で、寝たきりで意識のない方をカットした時、手順が悪くて体位変換を6回もしてしまったことです。私が嬉しかったことにもなるのですが、体位変換で迷惑をかけた方から「またお願いします」と連絡があり、よく話し合って今度は2回の体位変換で済みました。喜ばれたことは、病院で「こんな状態でもやってくれるの」



杉本剛英さん

と患者さん、家族、看護師から喜んでいただけることです。

司会 関わり方と対象者が違いますから、貴重な体験をされていることが伺われます。伊藤さんが、方言で「ありがたい」と言われたと報告しましたが、温かい言葉です。美容師のみなさんは、この言葉が聞きたくて一生懸命に訪問美容をしているのではないかと思います。それでは、新しい年を迎えて、新たな抱負をお聞かせください。

佐野美恵子 美容を通じて自立支援に向けて活性化を図りたいと思っています。美容は本当に人の気持ちを変えてくれるということを13年以上も向き合っていて感じています。私の場合は在宅の訪問美容が90%です。ですからいろいろなデ

ータがきちんとないと、お伺いしたときに、何が足りていて何が不足なのかが全くわかりません。免疫力が低下している方や、障害を持っている方の自宅に伺い、命と向き合うわけですから、家族、ヘルパーさん、事業所の方、専門医などから、事前にできるだけ電話や手紙などでデータを収集して、それに必要な準備をして伺うようにしています。また事後についても家族やヘルパーさんから伺うようにしています。こうした訪問美容を通じて、周囲の方々と一緒に出会った利用者の自立を支援していきたいと思っています。最初は寝たきりだった方も次は起き上がり、次は車イスにと自立が進んでいくことは可能なのです。技術面では、寝たきりの方には「すいこ〜ム」が有効ですが、利用者はみな、サロンと同じような普通のカットもしてほしいと思っています。難病で車イスの方に、「今度はサロンへきていただくことが可能ですよ」とお伝えしただけで、気持ちが前向きになるのです。そのためにも今後も自立を支援する活動をしていきたいと思っています。

加納静江 佐野さんの在宅訪問美容は素晴らしいことだと思います。また美容福祉が今後も広がっていくことを期待します。病院に関しては、心のケアと同じように「美容相談窓口」があればと思います。薬の影響で頭髪に不安を抱いている方々にとっては、美容福祉が必要だと思います。相談窓口があることによって、外来の方々に対して、「訪問美容ができます」というお知らせもできると思います。大学や大きな企業などにそうした働きかけをしていただけたらと思います。おしゃれを楽しむ要素を取り入れると、人に会いたくないという閉ざされた気持ちもほぐれると思います。昔から「一髪、二化粧、三衣装」という言葉があるとお客様から教えていただきましたが、本当に女性は髪を整えて口元に紅をさすとパッと輝きます。男性もお手入れをすることでカッコよくなります。そうしたことでテンションがあがり、気持ちが外に向くと思います。これからの福祉は、日常生活と考えると、その日常生活に美容を働きかけ、たくさんの方々の笑顔を見ることができるよう活動していきたいと思っています。

伊藤雅美 現在はカットで高齢者と接しているのですが、やはり外見をキレイにしてあ



村木代志美さん

げることに加えて、利用者さんの立場にたって気持ちの面でも元気づけられるような接客、相手の立場にたって美容ができるように、今年は心がけていきたいと思います。

鈴木いづみ まだ経験が不足していますので、福祉についてもっと学びながら経験を積んでいきたいと思っています。いま実験的にやっているのは、顔を剃って欲しいという要望が多いのです。男性のようにヒゲがある方もいます。美容師法では、顔を剃ることはできません（注）ので、どうしようかと考えました。あるメーカーの方から、フェイシャルのメニューの中で顔を剃ることは可能だということを知りましたので、顔を剃りたいという方には、顔をマッサージしながら剃って

あげています。今年はそれを具体的に考えていきたいと思っています。

（注）昭和 53 年 12 月の厚生省衛生局長名で「化粧品に付随した軽い程度の顔剃りは化粧の一部として美容師がこれを行っても差し支えない」との通知が出されています。

杉本剛英 私もいずれは介護を受ける側になりますので、どこでも当たり前の同じサービスを受けられる環境作りが必要になります。在宅の寝たきりの方も急に寝たきりになるのではなく、少しずつ進んでいくわけです。足を怪我したなどで、行きにくくなっていくことが積み重なって寝たきりや入院、施設入所などになっていくのだと思います。ですからその過程でできるだけ寝たきりにならないようにしてあげることも一つの方法だと思います。車イスの方も利用しやすいサロンづくりも必要かと感じましたので、そうした環境を整えようとして、サロンは一階にしてトイレもできるだけ広くしています。障害をもっていらっしゃる方やお年よりもきていただければと思っています。サロンに来ることができない方は訪問します。在宅訪問をするようになるまでの過程でも関わっていくことを考えていきたいと思っています。

村木代志美 私の訪問美容の経験・技術・知識は、まだ数少ないのですが、できるだけ多くの方々に伝えていけたらなと思っています。

有村亜紀子 もっとたくさんの方々に訪問美容を知っていただく活動はしていきたいと思っています。利用者さんも増えて、多くの登録美容師のみなさんと一緒に活動できたらと思っています。

司会 ありがとうございます。みなさんが抱負を実現するために努力していただきたいと思います。NPO全国介護美容福祉協会としても、みなさんの活動を積極的に支援していきたいと思っています。最後にこれから美容福祉に関わりたいと思っている方々へのアドバイスをお願いします。

佐野美恵子 サロンワークと違って、お客様は要介護者、知的または身体障害者などですので、美容技術を提供している間に突然発作が起きる方、呼吸困難になる方など、トラ



有村亜紀子さん

ブルがつきものです。私も困っていることですが、精神的に悩んでいる方からパーマをかけたいと依頼されました。8年くらい付き合いのある方でしたので、油断したのか出来ると思ったのです。完成後、サロンから帰宅して5時間くらいは喜んでいました。私はこのセットは入浴すると崩れることを十分説明した積りだったのですが、実際に入浴した後、セットが崩れたことを悲しみ、泣いてしまったそうです。家族も対応に困って、夜10時すぎに電話がありました。できるものなら駆けつけたかったのですが、すぐに伺うことができませんので、電話で説明したのですが、自分の観念・思い込みが強く、説明を理解していただけなかったのです。こうした際の説明不足を痛感しました。訪問美容の際の課題としてアドバイスさせていただきます。

加納静江 美容師の仕事は幅が広いと思います。訪問美容も始める際は動揺しましたが、繰り返すことで自信がつくし、周囲の環境も整っていきます。試行錯誤しながら、悩みながらも美容を続けていくことが大切だと思います。「美容福祉のこころ」を持つ美容師であり続けましょう、ということと同じ美容師のみなさんに贈りたいと思います。

伊藤雅美 利用者さんの中には、話が出来ない方、耳が聞こえない方、ボケてしまって同じことを何度も言う方などがたくさんいます。しかし「きれいになりたい」「元気でいたい」という気持ちは、みんなが持っているので、そういう方々に話し掛け、その気持ちを考えた接客をしてあげたいと思います。

鈴木いづみ ホームヘルパー2級資格を取得する際、施設のスタッフと実習する際、施設の流れや、利用者がお風呂やお茶の時間など、どういうスケジュールでどんな生活をおくっているかを見ておくことで会話が弾みます。高齢者への美容技術だけでなく、福祉に関する知識を知っておくことが大切です。実際に困ったことではお金の流れがあります。認知症の方とは、「払った」「払わない」「お金が盗まれた」などという話が出てきます。みなさんは自分で払いたがるのですが、事務所で家族から事前にお金を預かるという流れにしておく必要があります。

杉本剛英 新しいことへの取り組みですので勇気もエネルギーも必要になります。しかし意義を感じて賛同してくれる方々が支えになってくれます。今日のような集いの際に、経験を出し合って情報交換すると、明日からがんばろうという気持ちが湧いてきます。心配することも必要ですが、まず一步を踏み出すことが大切だと思います。サロンワークでは得られない全然違う世界が見えてくるので、美容に限らず自分の人生観の幅が広がります。一緒に活動することをお勧めします。

村木代志美 最初に訪問美容を始めようと思った時、何をどうしたらいいのか分かりま

せんでしたが、実際に訪問美容をしている方に聞くか、NPO全国介護美容協会事務局に問い合わせてみることにしたいと思います。分からないまま「どうしようか」と思っているうちに、最初にやろうと思った気持ちが萎えてしまいます。「思ったら吉日」で、第一歩を踏み出しては、と思います。

有村亜紀子 マニュアル通りにいかないのが現場です。ぜひ在宅、病院、施設などを見学に行くことが一番いいと思います。

司会 どうもありがとうございました。貴重な実践報告ですが、美容福祉に基づく諸活動は緒についたばかりですので、質問や意見がたくさんあると思います。会場のみなさんから質問をお受けします。

浜田清吉・山野美容芸術短期大学美容福祉学科助教授 私は現在、美容福祉技術の展開に関する研究をテーマにしています。その中で言葉のやりとりに関心を持っている一人です。そこで経験豊富な佐野美恵子先生に、美容福祉ワーカーが「利用者にこれだけは言うてはいけない、交わしてはいけない言葉」について、経験されたことがあれば、ご紹介ください。

佐野美恵子 私は基本的に、要介護、精神・知的・身体障害者など援助を必要としている方のところに伺っているのですが、向き合う姿勢は健常者と同じです。ですから私の場合、そこに壁はありません。「こういう方にはこういう言葉は避けよう」ということではなく、その利用者はどういう状態で、何ができないのか、そこを援助させていただくという事で向き合っています。特別に言葉を選んでいません。同じ言葉で接しています。

司会 他のパネリストで、言葉に気をつけている方は。

鈴木いづみ おばあちゃんに「おばあちゃん」と言わない、こういう発表の場でも、「施設のおじいちゃん、おばあちゃんが……」という言い方をせず、「ご利用者の方が……」という言い方をすることです。また、仲良くなってもあだ名で呼んではいけないということも、施設の方から聞きました。

杉本剛英 質問からずれてしまうかも知れませんが、気管切開をしたお子さんに「可愛くなったね」と問いかけました。ニコニコしているのですが、言葉を発することができず、先生が手話で伝えてくれたのを見て、安易に言葉をかけたことを反省しました。

司会 他にご質問は。

一般参加者 メニューと料金設定、一つの施術に対する時間はどのくらいですか。

司会 メニュー・料金等は施設、対象者によって違いますので、それぞれ関わっているケースについて、金額・時間等をご回答ください。

佐野美恵子 在宅美容の場合は、地域福祉を目指していますが、交通費は自前で往復に3時間はかかります。カット時間は、疲れないようにと15分だったり、5分で休憩して再度行なうなど状況判断で変わります。利用者さんと向き合うことが大切ですから、カットして終わりというわけにはいきません。半日かかって1人ということで、なかなかかど

りませんが、私の場合は利用者さんと向き合うことを重視しています。料金は、カット＝3000円、パーマ＝6500円、部分パーマ＝4500円です。

加納静江 施設でのカットは、1500円、または1800円です。時間は寝たきりの方は、10分、15分で仕上がるように心がけています。私が伺う在宅の場合はサロンと同じです。健常者も障害をもっている方も同じと思っていますので。訪問の場合は、初めての場合は、カウンセリングに時間をかけ、コミュニケーションがとれてからカットをするようにしています。

伊藤雅美 エリザベートでは、カット＝3000円、利用者にマッサージ・メイク・ネイルから1つ選んでいただき、時間は40分から45分くらいです。カラー＝6500円、パーマ＝8800円、シャンプー・ブロー＝2000円です。

鈴木いづみ 個人的な在宅訪問の場合は、施設と違ってカット＝3500円、パーマ、カラーはエリザベートとほぼ同じです。2時間くらいかかっていく場所や、身体の状態がハードな方は相談して決めています。

杉本剛英 永山病院の一般病棟では、カット＝3500円、約30分ですが、準備・移動に時間がかかりますので幅があります。救命救急センターとICUは2人で、シャンプー・カットしていますが、時間は40分と決められています。手続きは、利用者が売店に申し込み、売店から連絡がきます。しかし行ってみないとどういう患者さんか分かりません。そのため予測した時間通りにいかないケースもあります。

有村亜紀子 障害者施設の麦の会ですが、シャンプーなしカットのみで2500円です。在宅はその方の事情に応じて設定させていただいています。

一般参加者 シャンプーは。

佐野美恵子 在宅利用者で重症の方は、一回でカットとシャンプーは難しいので、前日にヘルパーか家族の方にシャンプーをお願いします。体力的にできる方は、カットとシャンプーをしますが、シャンプーはサービスです。

加納静江 私の場合もヘルパーさんがシャンプーをしてくださいますので、基本的にはカットのみです。

伊藤雅美 エリザベートでも、カットのとき、希望者のみシャンプーさせていただきます。

鈴木いづみ 在宅の場合、シャンプーのみは2000円いただきます。

杉本剛英 永山病院は、シャンプーとカットこみで3500円ですので、シャンプーをしてもしなくても同料金です。シャンプー方法は、病室にシャンプーボウルがありますのでそこで行い、移動できない方には移動式洗髪機、それが無理ならポータブルのシャンプーセットで行なっています。

一般参加者 カラーの場合は、ヘアマニキュアタイプか、それともカラーなのか。カットのスタイルの注意点は。

佐野美恵子 寝たきりの方は無理ですが、座ることができる利用者には、カラーは本来のヘアダイですが、シャンプーと一緒に5分くらいで行なって、あとは流すだけにします。できるだけ負担を軽くするようにします。カットデザインは、毎回利用者の写真を撮り、次回にはそれと他の切り抜き等を持参して見せて、注文を聞くようにしています。認知症の方などもそういうものを用意すると理解してくれますので、個人のアルバムを作っています。

加納静江 訪問の場合、カラーは行なっていません。ヘアデザインは、サロンと同じです。鏡を一緒に見ながら要望を聞いて作り上げています。寝たきりや病気の方は、清潔第一でカットしています、

杉本剛英 永山病院は普通のサロンワークと同じです。

一般参加者 パッチテストは。

佐野美恵子 事前に確認しています。経験のない方には必要です。

司会 ありがとうございました。NPO全国介護美容福祉協会は、高齢社会で素晴らしい貢献をしているという誇りと自覚を持ち、積極的に活動することをお約束するとともに、これから活動しようと思われている方々は、ぜひご協力・ご支援をお願いするとともに、お待ちしております。

* 訪問美容に関する講習会、実施手順、法律解釈、活動実績等は、「資料編 NPO全国介護美容福祉協会」50頁以降を参照してください。

* お問い合わせは、「NPO全国介護美容福祉協会」八王子事務所まで。

☎0426-77-0111 FAX 0426-77-0234 事務局長＝佐野恒夫、同次長＝北村秀敏

「これからの訪問美容に期待するもの」

佐藤典子（至誠ホーム「スオミ」アクティビティ・プロデューサー）



●はじめに

私は「至誠ホーム」という福祉の現場にいます。至誠ホームは、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、在宅介護支援センター等の福祉事業を展開しているのですが、そこで高齢者のために働いている方々を尊敬しながら注目しています。そんな中で私は、「元気な高齢者にとって大切で必要なことは文化です」と提唱し行動しています。高齢者福祉施設では、どちらかというと高齢者や身体の不自由な方々が前向きに生きるように応援している方々が中心に働いています。みなさんのように実践をされている方々は尊くて宝物ですが、私が提唱している文化活動もそこに到達できるように努力している日々です。

今日は、「まとめをかねて」の報告ですので、「私は美容福祉になぜ賛同したか」「ケアハウスの文化事業の取り組み」をご説明し、最後に、山野正義理事長はじめ多くのかたがたの報告と問題提起をまとめさせていただきます。

●私は美容福祉になぜ賛同したか

「生きるほどに美しく」という大変素敵な言葉を山野美容芸術短期大学にきて知りました。最近のテレビに出た吉永小百合、十朱幸代、加賀まり子さんも60歳ですが美しいと思います。昔の60歳はそうでもありませんでしたが、今は寿命も長くなりました。みなさん元気です。私は東京都の社会福祉総合学院で論文を書くために、アメリカのスタンフォード大学の近隣都市に滞在して高齢者の生活を見た時に思ったことがあります。友人が紹介してくれたスタンフォード大学の小児病院には小児ガンで長期療養の方がいました。病院のすぐ近くの公園に長期療養者をサポートするNPOの施設があります。その施設にはレストランがあり四季の花が咲いていて散策もできる観光地になっています。そこを案内してくれました。ちょうどお昼になり、レストランに入りました。迎えてくれたサロンドレスのようなエプロンをつけ、きれいな白髪のおばあさんたちが、「ようこそいらっしやいま

した。今日のメニューはこれですが、何にしますか」というのです。食事もおいしく庭もきれいで感動しました。その時、友人は私に、こういうシステムを日本でも作ったらどうかという提案しましたが、私は返事ができませんでした。

日本の社会では、80歳過ぎの高齢者が人に幸せを与えられる笑顔で「はい、いらっしゃい」といって、レストランで働けないだろうと思いました。私は地方自治体に勤務してましたので、様々な団体の方を思い浮かべましたが、実現できないだろうと思いました。3年前はできないと思いましたが、今は誰もがいきいきと前向きにレストランでもどこでも働くことができると思います。そういう意味でも、高齢社会がいかに美しく、前向きなものになるかは私たちにとっても課題だと思っています。

美容を辞書で調べると、「美しい容姿」とか「容姿・髪型を美しくする」とあります。山野愛子先生は、生涯をかけて「髪・顔・装い・精神美・健康美」からなる美道を提唱されました。なかでも精神美と健康美という提起が素晴らしいのです。毎日の暮らしで、髪をシャンプーするとか、セットするとか、風呂に入るのは当たり前のことですが、その身だしなみを整える当たり前のことが特別養護老人ホームなど老人福祉施設では、なかなか出来ていないということを、長いこと地方自治体に働いていて思っていました。2000年4月の介護保険導入の時、私は健康課長でしたが、介護保険計画の中では、いろいろな所と連携して高齢者の在宅支援がきちんとした仕組みとして出来ればよいと考えていました。健康づくりは保健で、在宅や施設でお世話するのは福祉です。この福祉と保健の連携というか、福祉にもっと保健が入ったらいいと思いました。福祉にいろいろなものが入っていけば、人々の暮らしが当たり前になると思いましたが、なかなかそういうふうにはなっていない。それで健康のレベル、ヘルス・プロモーションをレベルアップして、対象者への総合的なサービスが必要だと思っていました。

その時、美容が私の視野に入っていれば、例えば在宅介護支援センターのネットワークの中で、一人ひとりのケアプランを立てる方々にそうした美容のPRもできたわけです。立川市の歯科医師等はそうしたプランを作って大きな成果を得ています。もう一つ取り組んだのは公民館で「女性学になる前の女性問題」の勉強を行ないました。女性問題は、女性の地位向上が基本です。働いた能力と結果に見合う働く場所、給与も同じで差別されないことがとても必要だし、一般的に主婦と言われた方も社会に出ていく、子供は保育園に預けて社会が面倒をみるといいと思いましたが、なかなかそういう社会ではなかったので、そうなるために何をすべきかについての学習を行ったのです。その時一緒だった方が、樋口恵子先生や一番ヶ瀬康子先生などです。女性学というのは労働、法律、歴史、経済などいろいろな分野に女性の目線・視点がきちんと入っていくことがとても重要だと思ったわけです。みんなが活動して「歴史は女性の視線から見るとこうです」というように提案していったのです。

訪問美容の実践報告がありましたが、あのような実践を一つずつ積み重ねていって、「こ

ういう場合はこうです」「こういう時にはこういうことが必要です」というように、施設内や福祉関係者に伝えていくということが、美容福祉を確立していくことだろうと思いました。そういう意味では女性学と同じだと思い、これもやりたいことの一つになりました。

健康課長の後、文化振興課長として文化振興計画に携わりました。その時に思ったのは高齢期の方々の文化、例えば施設に入っている方々にとっての文化といった時、文化とは生きていること全部が文化ですし、シビル・ミニマムつまり最低限の福祉の保障ということのちょっと上の付加価値です。美容もお化粧品もそうです。その付加価値が人を豊にすると思うのです。ですが福祉施設でそういうことをやるというと、私が在職した時代は、慰問とかボランティアサービスだけの限界でした。だから「この人はどういう髪型にしたいのだろうか、と思った時に、言葉として発露がない」という報告がありました。髪型を写真にとってアルバムにして説明して意志を通わせるという報告もありました。そういう言葉にならない言葉だったのだと思いました。

毎月、第4日曜日に地域の方々と一緒に「スオミ・ミュージックステージ」というジャズ、シャンソン、オペラなどさまざまなジャンルの音楽会を、プロのミュージシャンを招いて行なっています。そこに特別養護老人ホームの方々に見てもらっています。最初、施設のスタッフは特養の方々はジャズやオペラやミュージカルは聞かないのではと思っていました。その方々はジャズでもシャンソンでも反応し、昨年秋のしっとりしたシャンソンには涙を流して喜んだのです。その時、長い間、施設で働いていた女性職員が、「私たちは音楽などに対する要望はないものと思っていた。しかし感動するのを見てみると、心の中ではみなそう思っていたのだ。でも言わないのでそれでいいと思っていた」といいました。失礼かも知れませんが、特養では、ほとんどのの方が「ありがとう」という言葉しかいわず、要求をしません。そんな中では、職員にも、高齢者にも要求があるという認識や感性が、育ちにくくなり、おろそかになっているのではないかと思いました。

2015年には、国民の4人に1人が65歳となりますが、この時までには、誰もが前向きで、明るくいいきと健康で暮らせる社会にしたい、それを文化的な実践でやっていきたいと思っています。誰にとってもサービスが均一であるというアメニティの思想が提供できるようにしたいと思っています。

● 「スオミ」の文化活動

「社会福祉法人・至誠ホーム」は、明治45年に少年の保護施設として立川市に開設されました。昭和26年からは総合的な高齢者を含めた福祉施設として活動しています。厚生省の委託で設置した日本で初めての認知症高齢者のためのグループホームでもあります。そのグループホームでの実践が「ボケなんか怖くない」というテーマでテレビ放映されました。認知症の美容師さんが他の入居者に着物着付けをしているという内容でした。私はケアハウスと9人のグループホームの両方で、園長補佐としてアクティビティを主に担当し

ています。

「スオミ」はフィンランドという意味です。本部長の配偶者がフィンランド人ですので、ホームがフィンランドと3カ月くらい留学するなどの交流をしています。

<高齢者の推移と将来推計>

急速に進む高齢化はご存知だと思います。65歳以上人口が14%を超えると高齢社会といえます。2005年は18.2%、2015年は、23.2%になります。そうは言っても全体の4分の3は元気な高齢者です。また高齢者は70歳以上だと思っている人が46.2%もいます。読売新聞に「高齢者を支える人がいないと言っているが、高齢者の基準を70歳以上にすれば、前向きで元気な高齢者がいる長寿社会になる」との記事がありました。線引きを70歳に引き上げれば、740万人が生産人口に復帰し、お年寄りを支える世代は5.2人に1人の計算になると言っています。

<高齢者の住まいと暮らし方>

高齢者向けの福祉施設には、「介護中心タイプ」と「自立支援タイプ」があります。「自立支援タイプ」は、有料老人ホーム、高齢者分譲マンション、シニア住宅、グループリビング、登録住宅、高齢者有料賃貸住宅、ケアハウス、シルバーハウジング、軽費老人ホームA型、厚生年金長期ホーム、簡易保険加入ホーム、軽費老人ホームB型、生活支援ハウス、養護老人ホームなどです。「介護中心タイプ」は、有料老人ホーム、ケアハウス、グループホーム、介護療養型医療施設、新型・介護老人福祉施設（新型特養）、介護老人保健施設（老健）、従来型・介護老人福祉施設（特養）などです。「スオミ」は元気な高齢者のための住宅で、自立支援タイプのケアハウスを担当しています。

<「スオミ」の概要>

「スオミ」は元気な高齢者のための住宅です。「在宅」に近い環境で、日常の基本的なサービス（食事・入浴）を提供し、高齢者のケアに配慮しつつ、自立した生活を確保するための福祉機能と生活機能を併せ持っています。

施設は、2～5階、1人部屋(30.82～44.74㎡)=26室、夫婦部屋(44.74～61.02㎡)=12室、定員=50人。各戸に浴室、トイレ、キッチンなどを備えています。入所基準は60歳以上で、健康・共生意識があること。家賃は、850万円から1700万円を20年間で支払います。生活費は食事を含めて44,810円、事務費72,000円は国の補助がありますので、収入が少なければ10,000円の方もいます。現在、居住者は49人、64歳から84歳で平均年齢74.9歳、出身地は、立川市内の9人をはじめ多摩地区、都内、熱海、横浜などです。

<実践の基本スタンス>

基本的な理念は「共生の暮らしを文化・健康・社会参加の活動を通してやっていくこと」です。そのために私のようなアクティビティ・プロデューサーがいることも大きな特徴です。理念に基づいて、「居住者参画の年度計画づくり」「居住者に合わせた多様な文化活動」「地域参加の事業」などを展開しています。具体的な取り組みを紹介しますと、2年前の

4月、最初に「スオミおしゃれ倶楽部～美しく元気に生きる」を行いました。どうして最初におしゃれなのかと言いますと、まず美しく前向きになり、レストランに来る時はきちんと洋服を着替え、人前にはどんどん出ていくという自立の選択を全部自分でやるためには、おしゃれが基本と考えて、プロの美容師のお化粧の仕方や洋服とのカラーコーディネイトなどを6回シリーズで行いました。その結果、住んでいる人と地域の方々との交流が出来て、一人ひとりの人柄が認識出来たため、レストランでの会話が弾むなどの雰囲気づくりに役立ったとのみんなの評価が高く、今もその時学んだことが大きかったと思っています。

住んでいる方々をどうやって自主的に参加させていくかに工夫をしています。ラウンジにラウンジ委員会を作ることにしましたが、単に会議で委員を選ぶという形ではなく、紅茶セミナーを開いて紅茶の立て方を教えてもらいながら和気あいあいの会話の中で委員を選ぶようにしました。そうして選んだ委員で会議を開いています。「敬老の日の集い」には、ラウンジ委員会で検討した結果、「シルバーとは言われたくない」「敬老なんて言われたくない」という意見が出されて、「スオミ With us パーティー」としました。そしてパーティーの前に美容セミナーやフラワーアレンジメントのセミナーなどを行って、おしゃれをして、会場を自分たちで飾ってパーティーを行います。さらに、「スオミ happy thanks party」、マージャンなどの同好会、ハイキング、スオミ・ビデオシアター、スオミ・ミュージックステージ、健康づくりなども、地域の方々と一緒（有料ですが）に行っています。地域の方々と一緒に活動することは大きな意義があります。ケアハウス内だけの活動ですと、みなほぼ同年齢ですから、最後になると、みんなが高齢で足腰が弱くなり、参加意識がなくなってきました。これが地域の方々と一緒だと、新鮮な触れ合いが続き、励まされるからです。

●まとめ

福祉と文化の融合から生まれるものは、文化を共生の暮らしづくりのツールとして使うことだと言えます。普通の文化活動ですと、趣味を深める、技能の習得、楽しい時間など自己完結的です。しかし私が考えるのは、それを手段とすることによって、認知症の高齢者が自己認識できること、社会性が回復して前向きに外にでていくこと、住んでいる方々の連携ができて生活に安心が生まれ、職員も衣食住だけの接触では見ることができない他者との関わりの仕方などを見ることができるようにするのが文化活動です。つまり文化活動を通じて、生活への安心感、幸福感が生まれると考えています。美容福祉も同じように生き甲斐、自己認識、社会参加の回復などを与えることができる仕事のひとつだと思っています。そして美容福祉が果たす役割は、人生の後半を美しく積極的に生きる仕掛けだということです。

山野正義・理事長は、美容師は鏡をみながらコミュニケーションをし、人生に幸せを与

える素晴らしい仕事であるとおっしゃっていました。こうしたコミュニケーションが美容福祉のこころだと思えます。阪神大震災の時、地域美容師・理容師の活動が、震災に遭った人々の心を和ませました。そういう安心のある豊かな高齢期を迎えるために、美容福祉が果たす役割は大きいのです。

木川田典彌先生は、施設に入所させた祖母に会ったお孫さんの悲鳴を聞いた経験の上に老人福祉施設の改革に関わってこられました。しかし、「生きるほど美しく」を読んで、CAREとCUREに加えて、SERVICEが必要だと気付かれたとおっしゃいました。こういう方が増えていけば、高齢社会は変わっていくと思えます。

鈴木長治先生は、木川田先生のお考えを反映せて、美容室のある老健施設を作られました。美容が当たり前になること、毎日の生活が施設に入っても当たり前に行くことが一番よいことだと思えます。

原千恵子先生は、心理学の立場から美容が日本を変える自立のスタートラインになるとおっしゃいました。それが人としての原点のスタートラインです。そういう意味では、公民館にいた時に思ったのですが、昭和50年代は、女性問題の学習をするとご主人が外に出てはいけないと言われることがありました。そういう時に何が最初に変わるかと言うとヘアスタイルです。そして社会的に活動するようになるのです。

訪問美容奮戦記では、NPOが訪問美容を行っている事例がたくさん報告されました。2000年の介護保険導入時に、私は行政にいましたが、介護保険認定審査会では、医療と保健の連携が必要のため、医師や福祉関係者が入ることが重要とっていました。その時一生懸命だったのが歯科医師会等です。口腔ケアが大事だから入れて欲しいと言って、立川市ではQOLを推進するNPOを作ってボランティアで各施設の利用者に口腔内の筋力をつける、衛生的にする、飲みこむ訓練をする活動をしました。その結果、肺炎を起こす人や、経管栄養をする人が減り、施設は入院する人が減りました。歯科医師は今後、これを在宅高齢者に発展させようとしています。

これからの美容師は、コミュニティ機能を持つ地域の美容室にすることと、施設に街の話題を運んで来るメッセンジャーとなる訪問美容をすることだと思えます。スオミのオープンレストランは席を決めていないため、地域の方々と一緒に街の話題が入ってきます。訪問美容はこれと同じような意味があるのです。美容福祉師が法制化されて多くの美容師が施設に入るようになると、施設は変わっていきます。

文化は、人間が生きるうえで、とても重要だと思っています。これからは日本美容福祉学会との関わりを深め、意見交換や研究を深めながら、自分の中でよりよいものを創りあげていきたいと思えます。ご静聴ありがとうございました。

<参考資料>

社会福祉法人・至誠学舎立川 高齢者総合福祉施設 至誠ホーム

〒190-0022 立川市錦町 6-28-15 ☎042-527-0031 FAX 042-525-7125

<至誠ホームの施設>

錦ブロック	至誠特別養護老人ホーム 至誠和光ホーム
スオミブロック	至誠ホームスオミ・ケアハウス 至誠ホームスオミ・グループホーム 至誠デイケアセンター 立川市至誠在宅介護支援センター 至誠居宅介護支援事務所
キートスブロック	至誠キートスホーム 至誠キートスデイサービスセンター 立川市至誠キートス在宅介護支援センター 至誠キートス居宅介護支援事業所 至誠キートスホームヘルプステーション 至誠キートス訪問看護ステーション 立川市柏地域福祉サービスセンター 至誠柏居宅介護支援事業所

和光診療所

<至誠ホームの心>

至誠ホームは 1951 年から「明るく健康で豊かな高齢期の生活づくり」を目指して福祉事業に取り組んで参りました。21 世紀の超高齢社会を迎えるなかで、誰もが気兼ねなく、自らの責任で最期まで、健康で豊かな生活をおくれることが私たちの願いです。「スオミ」は新しい高齢期の生活スタイルを提案します。

スオミとは北欧フィンランドのことです。至誠ホームスオミは「誇り高い高齢者の自己実現、自立と共生を基本に幸福な生活」を実現したフィンランドの高齢者の生活をモデルとしています。

建物の 1 階にはオープンレストラン、各階には 10 戸までのお住まいと共用のラウンジを用意しました。各フロアはプライバシーを保ちながら、生活を共有するお隣さん同士グループリビング・共同生活の場です。助け合い、いたわり合い、思いやりの心を基本としたグルーピングは、皆さまに安心した生活をお約束します。ラウンジでの趣味活動、様々な学習活動、ボランティア活動などを共にするのはグッドネイバー・良き隣人同士です。

私たちは、皆さまが可能な限りこのスオミハウスで生活が続けられることを願っています。そして、介護が必要になったときには、至誠ホームの在宅介護サービスの輪が、やさしく皆さまをお護りいたします。

さらに日常生活に少し混乱が生じて介護が必要になった方のためには 1 階にグループホームを用意しました。至誠ホームの総合的な福祉サービスを利用して安心した生活をお楽しみください。

社会福祉法人至誠学舎立川 至誠ホーム長 橋本 雅明

◇資料編

日本美容福祉学会	39
NPO全国介護美容福祉協会	48
山野美容芸術短期大学美容福祉学科	61

日本美容福祉学会

Japanese Society of Welfare and Aesthetics

【事務局】〒192-0396 八王子市鎌水 530 山野美容芸術短期大学内

◇理事長＝山野正義 ◇事務局長＝佐野恒夫

TEL 0426-77-0111 FAX 0426-77-0234 E-mail:jswa@yamano.ac.jp

1、設立経過と活動実績

◆「日本美容福祉学会」設立＝平成 11(1999)年 11 月 11 日・東京（日本外国特派員協会）

「日本美容福祉学会」は高齢社会の福祉に貢献することを目的に、日本で初めて「美容福祉」の必要性を提起した山野正義・学校法人山野学苑理事長の提案・呼びかけに各界から下記の方々が賛同して設立された。

【設立発起人】

大嶋 恭二（東洋英和女学院教授）	堀部 美行（堀部モード・インターナショナル代表）
岡本 民夫（同志社大学教授）	新藤 アイ（山野流着装宗伝）
古野谷 亘（聖学院大学教授）	福渡 靖（山野美容芸術短期大学美容福祉学科 長）
大坊 郁夫（北星学園大学教授）	山野愛子ジェーン（山野美容芸術短期大学教授）
西坂 才子（スリムビューティハウス）	渡辺 聰子（山野美容芸術短期大学美容福祉学科 教授）
野坂 勉（大正大学教授）	多田 正明（山野学苑秘書室長）
原田 克己（大妻女子大学教授）	三宅政志公（山野美容専門学校事務局長）
丸山 欣哉（宮城学院女子大学教授）	福島 清（山野美容芸術短期大学事務局長）
米山 岳広（武蔵野女子学院大学助教授）	
星野 卓雄（東京テミス法律事務所）	

【日本美容福祉学会設立趣意書】＝平成 11(1999)年 11 月 11 日

我が国の生活水準は、第 2 次世界大戦終了後著しく向上し、その結果西欧諸国と肩を並べ、むしろこれらの諸国を凌駕する状態になってきたことは、慶賀の至りであります。

現在、国民の総所得は、世界のトップグループに入っておりますが、個人所得、住宅事情、交通機関の整備などでは必ずしも満足のいく状態ではありません。さらに最近の経済不況によって、失業率は我が国史上、最高率を更新しつつあり、好景気時代の国民の生活価値観の多様化の影響を受けた不満足感も大きくなってきております。

一方、国民の健康面をみると、生活習慣に起因するいわゆる「生活習慣病」に悩んでいる方が多くなってきています。最近、我が国の人々の社会生活は、人口の高齢化、出生率の低下による少子化、国際化の進展、産業技術の進歩発展、生活価値観の多様化等、国民の福祉と健康に影響を与える条件が急激に、しかも大きく変化いたしました。その結果、21 世紀を迎えるに当たって、社会福祉の面では、単に所得保障、住宅の確保など恩恵を施すものだけでなく、生活を豊かにし、人間性を高めるものであり、いわゆる生活の質（Quality of Life＝QOL）の向上をもたらすものであります。また健康面でも、生活習慣病、再興感染症、ストレスの時代と言われるようになりました。このように福祉面、健康面のいずれも、すべての国民を対象として取り組む時代となりました。

一方、生活価値観の変化の中には、従来パーマをかける、ヘアカットをする、化粧をする、髭を

剃る、ネクタイを結ぶといった行為が、単なる「きれい」「カッコイイ」「華美」「キザ」としたとらえ方ではなく、生活にとって必須の要素として受け取るようになってきました。今後はこうした行為が、「身だしなみ」「おしゃれ」「エチケット」の一つとして、積極的に生活の質の向上のために求められるようになっていくでしょう。

21世紀を迎えるにあたって、高齢社会における社会福祉のあり方について如何にあるべきか、を考えなければなりません。すなわち高齢者、障害者の要介護者、介護者の人間性が尊重され、生活の充実のためには、介護を中心としながら広くすべての国民を視野に入れて、健康面に配慮しつつ、「身だしなみ」「おしゃれ」としての諸行為を積極的に取り入れ、高齢者、障害者の自立、個性豊かな生活を達成することが必要であろうかと思われます。

今回、こうした新しい社会福祉のあり方を考え、また経済的な面での福祉の充実だけでなく、心理、精神的な面での充実を如何にするべきか等を課題として、福祉学、美学、哲学、医学、看護学、保健学、栄養学、心理学、介護学等の学問分野などと、化粧、美粧、装い、豊かな生活等の生活面での実践活動分野を併せて、「美容福祉」の学問の確立と社会サービスの充実及び学際的並びに国際的研究の促進を目的として「日本美容福祉学会」を設立することにいたしました。

本学会の事業は、学術集会及び研究会の開催、研究助成並びに調査の実施、社会福祉事業関係者の資質の向上、公開講演会の開催、内外の諸学会及び関係団体との連携及び協力、学会誌その他刊行物の発行等であります。

本学会の対象とする分野が生活全般にわたることから、国内外の多くの学会、関係諸団体との協力を図り、多くの方のご参加をいただくことが必要と考えております。

本学会の設立とその発展のために、設立趣旨をご理解のうえ、是非とも多くの皆様方のご参加と多大なるご支援を心からお願い申し上げます。

◆理事会発足と活動開始

設立総会後、理事会を開催。理事長に福渡靖氏を選出し、他の発起人は理事として運営に当たることを決定し、会則に基づく活動を開始した。

◆平成 13(2001)年度第 1 回理事会 平成 13(2001)年 4 月 28 日

平成 12(2000)年度「事業報告、同収支報告」「平成 13(2001)年度事業計画、同収支見込」「第 1 回学術集会開催」「役員改選」等を決議した。理事長は福渡靖氏から塩原正一氏に交代した。

◆第 1 回学術集会 平成 13(2001)年 4 月 28 日 東京 (山野美容芸術短期大学内)

《テーマ》

「福祉」と「おしゃれ」21 世紀……介護の視点から

《内 容》

- ①大会長講演 (塩原正一・日本美容福祉学会長) = 介護施設における『おしゃれと身だしなみ』への関心
- ②シンポジウム = 21 世紀の高齢者・障害者と「おしゃれ」「身だしなみ」美容の役割
- ③エキジビション = 車イス利用者の和装着付け・ヘアー&メイク
- ④ワークショップ = 講習「車イス利用者の和装着付け」

◇「日本美容福祉学会誌」(The Japanese Journal of Welfare and Aesthetics) 第 1 号発行

◆平成 14(2002)年度第 1 回評議員会 平成 14(2002)年 6 月 1 日

「日本美容福祉学会規約改正」「第 2 回学術集会開催方針」等を審議・決定。

新役員は以下の通り。

◇学会長

塩原 正一 (山野美容芸術短期大学)

◇副学会長

木村 康一 (同) = 事務局長

◇評議員

杉浦 ゆり (同) = 副事務局長

千葉 裕典 (順天堂大学) = 監事

及川麻衣子 (山野美容芸術短期大学) = 会計

能勢 章 (キタ・メディア)

原 千恵子 (山野美容芸術短期大学) = 幹事

山川 宏和 (同)

井口由紀子 (ユニバーサル・ワイ・ネット)

岩崎由美子 (昭和大学付属烏山病院)

岡本 民夫 (同志社大学)

佐藤 林正 (九州看護福祉大学)

西坂 才子 (スリム・ビューティハウス)

春山 康夫 (ふれ愛ドゥライフ)

山路喜代子 (兵庫県介護福祉士会)

三宅政志公 (学校法人山野学苑)

河野 誠二 (山野美容芸術短期大学)

新藤 愛子 (同)

福島 清 (同)

渡辺 聰子 (同)

◇幹事

上田 明美 (山野美容芸術短期大学)、

能勢由紀子 (事務局)

◆平成 14(2002)年度第 2 回評議員会 平成 14(2002)年 10 月 20 日

「第 2 回学術集会」開催について。

◆第 2 回学術集会 平成 14(2002)年 10 月 20 日・東京 (八王子学園都市センター)

《テーマ》

「美容福祉の可能性」

《内 容》

①大会長講演 (塩原正一・日本美容福祉学会長) = 「おしゃれと身だしなみに関する全国調査」

②エキジビション = 「高齢者の美容」

③特別講演 = 「高齢者にとって、生きるということ、装うということ」

④シンポジウム = 「美容福祉の可能性 = 現場からの提言」……精神科病院に美容院を開設して/
老人施設におけるコスメティック・セラピー / 色彩からのアプローチ

⑤ワークショップ = 「高齢者のハンドケア = ネイルケアとハンドマッサージの方法」

◇「日本美容福祉学会誌」(The Japanese Journal of Welfare and Aesthetics) 第 2 号発行

◆平成 15(2003)年度第 1 回評議員会 平成 15(2003)年 6 月 25 日

「第 3 回学術集会」開催について討議。

◆第 3 回学術集会 平成 15(2003)年 11 月 2 日・東京 (八王子学園都市センター)

《テーマ》

「セルフアートケア (SAC) と美容福祉」

《内 容》

①大会長講演 (塩原正一・日本美容福祉学会長) = 「おしゃれと身だしなみ全国調査・SAC の

概念」

- ②一般演題発表＝福祉施設職員の施設利用者への化粧・おしゃれに関する意識—A 社会法人での調査から（足立香織）／高齢者に対する美容調査（後藤智之他）／痴呆性高齢者へのセラピー効果—自己像描画の検討から（原千恵子）／昭和大学烏山病院内美容室の活動—精神科・高齢者専門病院における美容室の役割と必要性（伊藤麻衣子他）／高齢者施設における美容福祉の実際—美容福祉学科卒業生の取り組みと現状報告（木谷佳子）／頭スッキリ体操でリフレッシュ—創造的なプログラムにとりかかる前に（高木弘）／介護における色彩の活用と実践（南涼子）／在宅ケアと Self Art Care（平尾良雄他）
 - ③特別講演＝「生きるほど美しく」山野正義・山野美容芸術短期大学学長「自己表現と福祉」宮川俊彦・国語作文教育研究所長
 - ④シンポジウム＝「セルフアートケア（SAC）と美容福祉」医療の立場から／コミュニケーション・インストラクターの立場から／アロマセラピーの立場から
- ◇「日本美容福祉学会誌」（The Japanese Journal of Welfare and Aesthetics）第3号発行

◆平成 15(2003)年度臨時評議員会 平成 16(2004)年 2 月 27 日

「日本美容福祉学会会則改正（案）」「平成 16(2004)年度活動方針（案）」について討議。

◆ニュース・レター（Japanese Society of Welfare and Aesthetics News Letter）発行

- ・第 1 号＝2002 年 1 月 1 日《主な内容》「ニュース・レター創刊にあたって」塩原正一・日本美容福祉学会会長／「ボランティア活動の報告」杉浦ゆり／日本美容福祉学会協力ボランティア活動／お知らせ
- ・第 2 号＝2002 年 6 月 1 日《主な内容》「美容福祉学の成立条件」岡本民夫・同志社大学教授／「座談会・美容福祉」井口由紀子（ユニバーサル・ワイ・ネット代表）、岩崎由美子（昭和大学付属烏山病院精神保健福祉士）、今野明江（知的障害者更正施設精華寮施設長）、塩原正一（日本美容福祉学会会長）、司会＝木村康一（山野美容芸術短期大学教授）／お知らせ／会員の声
- ・第 3 号＝2002 年 9 月 1 日《主な内容》「美容福祉の可能性—第 2 回学術集会へ向けて」木村康一・日本美容福祉学会事務局長／お知らせ
- ・第 4 号＝2003 年 2 月 1 日《主な内容》「Self Art Care の概念と学会の方向性」塩原正一・日本美容福祉学会会長／日本「美容福祉学会のボランティア活動」杉浦ゆり・日本美容福祉学会副事務局長／「本の紹介」上田明美・山野美容芸術短期大学／お知らせ
- ・第 5 号＝2003 年 6 月 15 日《主な内容》「Self Art Care—第 3 回日本美容福祉学会学術集会に向けて」杉浦ゆり・日本美容福祉学会副事務局長
- ・第 6 号＝2003 年 9 月 20 日《主な内容》第 3 回日本美容福祉学会学術集会案内
- ・第 7 号＝2005 年 2 月 8 日《主な内容》日本美容福祉学会新春セミナー「美容福祉のこころ」報告特集

2、平成16(2004)年度の活動

【活動計画】

I、「美容福祉師」資格認定制度の発足

美容福祉師認定基準に基づき日本美容福祉学会認定の「美容福祉師」資格制度を立ち上げ、「美容福祉師」が介護の技術を持った美容師として老人福祉の新しい担い手として社会に認知されるよう活動を開始する。

II、「美容福祉」に関する講演会・研究会等の組織化

「美容福祉」に対する関心と注目は、福祉や美容関係者だけでなく、社会的にも着実に大きくなってきている。そこで高齢社会における福祉の新しいあり方として、政治的、社会的にも広く紹介していくことが必要になってきている。このために「美容福祉」をさまざまな角度から研究し実践している各界の方々から貴重な報告が期待されている。

- ① 日本美容福祉学会では学術集会とは別に、美容に携わっておられる方、介護に携わっておられる方及び在宅で介護に携わっておられる一般の方々に対し、適宜適切な情報提供の場として、「美容福祉」活動の研究・報告講演会を計画実行する。
- ② 「美容福祉」を追求している山野美容芸術短期大学教員等の協力を得て、「美容福祉」に関心を持つ政党や団体の要請に応じて講師を派遣する。

III、日本美容福祉学会第4回学術集会開催準備

「美容福祉」の学術的意義を構築し、これを推進するために美容及び福祉関係専門家の研究発表の場として、第4回学術集会を開催するための準備を行う。

IV、日本美容福祉学会会員募集

本学会の目的を達成するためには、学会設置の趣旨に賛同する会員を募ることが不可欠である。このための広報活動等を積極的に行う。

【平成16(2004)年役員】＝敬称略。

◇理事長

山野 正義 (学校法人山野学苑理事長)

◇理事

安藤 高朗 (医療法人社団永生会・永生病院理事長)

飯塚 保祐 (ヘアディメンション代表)

一番ヶ瀬康子 (日本女子大学名誉教授)

岩崎由美子 (昭和大学付属烏山病院精神保健福祉士)

木川田典彌 (全国老人保健施設協会常務理事)

北村とよ子 (ウエストメディカル株式会社社長)

近藤 陽一 (日本清潔清掃協会理事長)

佐々木正峰 (国立科学博物館館長)

佐藤 典子 (社会福祉法人至誠学舎アクトイティ・プロデューサー、前職：立川市文化児童部文化振興課長)

鈴木 長治 (医療法人ケアテル最高経営責任者・専務理事)

鈴木 宏 (東京都市町村職員年金者連盟八王子支部副支部長、元八王子市保健医療部長)

西坂 才子 (スリムビューティハウス代表)

原 千恵子（東京福祉大学教授）

平尾 良雄（デイサービスセンター「みなみ風」代表）

堀部 美行（堀部美容研究所代表）

三宅政志公（学校法人山野学苑法人事務局長）＝講師会担当

木村 康一（山野美容芸術短期大学美容保健学科教授）＝学術部会担当

山野愛子ジェーン（山野美容芸術短期大学副学長）

前田 兼利（山野美容芸術短期大学美容保健学科教授、前職：学習院大学事務局長）

渡辺 聰子（山野美容芸術短期大学美容福祉学科教授）

中嶋 理（山野美容芸術短期大学美容福祉学科教授、前職：東京都福祉局長・衛生局長）

浜田 清吉（山野美容芸術短期大学美容福祉学科助教授、前職：東京都立府中療育センターソーシャルワーカー）

佐野 恒夫（山野美容芸術短期大学事務局次長）＝事務局長

◇監事

新藤 愛子（山野流着装宗伝）

福島 清（山野美容芸術短期大学事務局長）

3、日本美容福祉学会会則

第1章 総則

第1条（名称）この学会は、日本美容福祉学会（Japanese Society of Welfare and Aesthetics）（以下「本学会」という）と称する。

第2条（事務所の所在地）本学会は、主たる事務所を東京都八王子市鎌水530番地に置く。

第3条（支部）本学会は、必要により理事会の議決をへて地方支部をもうけることができる。

第2章 目的および事業

第4条（目的）本学会は、高齢者・障害を持つ人々・福祉事業に携わる人々の福祉に貢献するため、美容福祉に関する理論と実践に関する研究・事業・普及活動を推進することを目的とする。

第5条（事業）本学会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ①美容福祉に関する学術的研究と理論構築
- ②学術集会・研究会・講演会等の開催
- ③美容福祉師資格認定制度の運営
- ④美容福祉普及のための講師会設置と運営
- ⑤学会誌その他の刊行物の発行
- ⑥その他本学会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第6条（会員）会員は、次の3種類とする。

- (1)名誉会員
- (2)正会員
- (3)賛助会員

第7条（名誉会員）名誉会員は本学会に功労のあった正会員で理事会において推薦された者とする。

第8条（正会員）正会員は本学会の趣旨に賛同する者とする。

第9条（賛助会員）賛助会員は本学会の趣旨に賛同する企業とする。

第10条（入会）本学会に入会するには、所定の申込書により申し込むものとする。

第11条（会費前納）会員は別に定める入会金及び当該年度の年会費を前納するものとする。

第12条（会費納入）正会員及び賛助会員は、毎年9月末日まで当該年度の年会費を納入しなければならない。既に納入された会費は返還しない。

第13条（資格喪失）会員は、次の事由により会員の資格を喪失する。

- ①退会
- ②2年以上の会費滞納
- ③本学会の除名
- ④死亡または失踪宣告および賛助会員の会社の消滅

第14条（除名）会員が本学会の名誉を毀損し、または会員に本学会の目的、趣旨に反するような行動があったときは、理事会の議決を経て、理事長が除名することができる。

第4章 役員および職員

第15条（役員）本学会は、次の役員を置く。

- ①理事長 1人
- ②副理事長 若干名
- ③理事 30人以内
- ④監事 2人

第16条（役員選出）理事長、副理事長、理事及び監事の選出は、次のとおりとする。

- ①理事及び監事は、総会において選出する。
- ②理事長は、理事の互選とする。副理事長は理事長が指名する。
- ③理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

第17条（役員の職務）役員の職務は、次のとおり定める。

- ①理事長は、本学会を代表し、会務を総理する。
- ②副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故ある時または欠けた時は、その職務を代行する。
- ③副理事長及び理事は、理事長から要請された担当業務の執行にあたる。
- ④理事は、理事会を構成し、本学会の会則に則り、業務を議決し執行する。
- ⑤監事は、民法第59条の職務を行う。

第18条（役員の任期）役員の任期は、3年とする。

- 2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員はその任期終了後でも後任者が就任するまではなおその職務を行う。
- 4 役員は本学会の役員としてふさわしくない行為があった場合、または特別の事情がある場合は、その任期中でも理事会の議決によって、これを解任することができる。

第19条（顧問）本学会は必要に応じて顧問を置くことができる。

第20条（分科会）本学会の事業を遂行するため必要があるときは、理事会の議決により分科会をおくことができる。

第21条（事務局）本学会の事務を処理するために事務局を設け、所要の職員を置く。

第22条（事務局運営と職員）事務局の運営および職員に関し必要な事項は、理事長が定める。

第5章 会議

第23条（理事会）理事会は、理事をもって構成し、本学会の会則に従い重要な事項の審議を議決し執行する。

- ①理事会は、理事長が招集し、議長は理事長がこれに当る。
- ②理事会は、理事の過半数の出席で成立し、議案は出席理事の過半数の賛成で決する。

第24条（審議事項）理事会は、次の事項を審議し、決定する。

- ①年度予算
- ②中長期及び単年度の事業計画
- ③研究・助成・調査の承認
- ④新入会員の承認

⑤その他本学会の運営に必要な事項の審議・決定

第25条(総会) 総会は、理事長が年1回招集する。理事長は、議長となり次の事項を行う。

- ①活動報告、決算の承認
- ②事業計画、予算の承認
- ③研究・調査の報告
- ④役員の承認
- ⑤会則改正の決議

その他本学会の活動に関する件の承認

第26条(学術集会) 学術集会は、理事長が責任者として学術研究、調査発表について開催する。

第27条(学術集会の運営) 学術部会担当理事は理事長の支持を受け、学術集会を運営する。

第28条(研究会・講演会等) 研究会・講演会等は、理事長の支持を受け、本学会が行う「美容福祉」活動の情報提供の場として、会員の活動、研究発表について開催する。

第29条(講師会) 講師会担当理事は理事長の指示を受け、講師会及び講習会の講師を委託し、美容福祉に必要な研究及び講習会を必要に応じて開催する

講師会に必要な運営規程は別に定める。

第6章 資格認定制度

第30条(美容福祉師の資格認定) 本学会は理事会の議決に基づき、別に定める美容福祉師資格認定基準により、美容福祉師の資格授与を行う。

第31条(美容福祉師認定講習) 理事会の議決に基づき、別に定める美容福祉師資格認定講習会規程により認定講習を行う。

第7章 会計

第32条(会計年度) 本学会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

第33条(会計) 本学会の経費は、会費とその他の収入をもってこれにあてる。

- ①本学会の予算・決算は、年度ごとに総会の承認を得なければならない。
- ②会費は、正会員=年額3,000円、賛助会員=年額10,000円とする。

付則 本会則は、平成16(2004)年4月1日より施行する。

◆美容福祉師認定基準

第1条 日本美容福祉学会会則第30条に基づき、高齢者及び障害者を対象として美容福祉実践の担い手となる介護の技術資格を有した美容師を「美容福祉師」と認定し、この資格に必要な事項を定める。

第2条 美容福祉師の資格に関する基準は、次の4種とする。

①美容福祉専門師

「美容師法」に基づく美容師免許と「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく社会福祉士資格を有する者で、日本美容福祉学会が実施する「美容福祉師認定講習会」を修了した者をいう。また山野美容芸術短期大学社会福祉専攻科で「美容福祉」を修得のうえ修了し「学士(社会学)」を取得した者をいう。

②美容福祉師1級

「美容師法」に基づく美容師免許と「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく介護福祉士資格を有するもので、日本美容福祉学会が実施する「美容福祉師認定講習会」を修了した者をいう。ただし「美容福祉」を選択必修科目としている山野美容芸術短期大学美容福祉学科卒業者は「美容福祉師認定講習会」を免除することができる。

③美容福祉師2級

「美容師法」に基づく美容師免許を有し、かつ介護保険法施行令に基づく「訪問介護員養成研修2級課程」を修了した者で、日本美容福祉学会が実施する「美容福祉師認定講習会」を修了した者をいう。ただし山野美容芸術短期大学が美容福祉関連課目を加えて実施している「訪問介護員養成研修2級課程」修了者は「美容福祉師認定講習会」を免除することができる。

③福祉美容師

「美容師法」に基づく美容師免許を有し、日本美容福祉学会が実施する「美容福祉技術講習」を修了した者をいう。

第3条 「美容福祉師」の認定は日本美容福祉学会が行う。

第4条 「美容福祉師」の認定証は日本美容福祉学会理事長が交付する。

第5条 「美容福祉師」の認定証は、様式1に定める。

◆美容福祉師認定講習会

第1条 日本美容福祉学会会則第31条に基づき、美容福祉師資格認定のために次に定める認定講習会を開催する。

第2条 認定講習会は日本美容福祉学会が行う。

第3条 美容福祉師認定講習会のカリキュラム内容は次のとおりとする。

- ①美容福祉の意義の教授
- ②美容福祉関連知識の教授
- ③美容福祉関連技術の教授
- ④効果測定

第4条 美容福祉師認定講習会の受講資格者は「美容師法」に基づく美容師資格と「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく介護福祉士または「訪問介護員養成研修2級課程修了」を併有する者とする。ただし美容福祉師3級の受講資格者は美容師資格を有する者とする。

第5条 日本美容福祉学会は、美容福祉師認定講習会を山野美容芸術短期大学およびNPO全国介護福祉協会に委託することができる。

第6条 美容福祉師認定講習会の受講料は別途定める。

◆美容福祉講習会規程

第1条 日本美容福祉学会会則第29条に基づき、美容福祉師講師会に関し、必要な事項を定める。

第2条 講師会の委員は、理事長の指示に基づき、美容福祉に関する研究、指導及び講演等を行うものとする。

第3条 その他必要事項については、理事長の指示により行うものとする。

NPO全国介護理美容福祉協会

【主事務所】〒151-0053 東京都渋谷区代々木 1-53-1

☎03-3379-0111 FAX 03-3370-0008

【八王子事務所】〒192-0396 八王子市鎌水 530

山野美容芸術短期大学内 ☎0426-77-0111 FAX 0426-77-0234

◇理事長＝山野正義 ◇事務局長＝佐野恒夫 ◇同次長＝北村秀敏

1、設立と活動経過

◆設立総会＝平成 14(2002)年 9 月 10 日・東京有楽町外国特派員協会会議室

山野正義・学校法人山野学苑理事長は、理美容福祉推進の観点から、新しい訪問理美容サービスを実施運営するためのNPO設立を内閣府に申請した結果、平成 14(2002)年 7 月 11 日付で認証された。これを受けて、同年 11 月 11 日、「特定非営利活動法人(NPO)全国介護理美容福祉協会」設立の理事会・社員総会が開催され、活動を開始した。

設立時の役員は以下の通り(敬称略)。

◇理事長

山野 正義(学校法人山野学苑理事長)

◇副理事長

山野愛子ジェーン(山野美容専門学校校長)

◇理事

三宅政志公(山野美容専門学校事務局長)

中原 英臣(山野美容芸術短期大学教授)

田爪 正気(東海大学健康科学部教授)

奥山 一成(美容師、奥山エンタープライズ代表)

◇監事

水野 敬二(税理士)

平尾 良雄(山野美容芸術短期大学助教授)

◇平成 15(2003)年度事業計画

- ① 訪問理美容サービスの提供に関する事業＝協会が社会福祉施設・病院と業務提携を結び、従業員(登録社員)が訪問理美容を行う。協会が在宅への訪問理美容の電話予約を受け付け、従業員(登録社員)が訪問理美容を行う。
- ② 訪問理美容の安全性等の向上を図るための普及啓発事業＝訪問理美容実践講習会並びに山野美容芸術短期大学の講師等による感染予防及び消毒方法の講習会。
- ③ 機材器具販売業＝訪問理美容サービス提供及び機材の販売

◆平成 16(2004)年度理事会＝平成 16(2004)年 6 月 29 日

- ① 平成 15(2003)年度事業報告＝初年度は、設立総会で決定された事業計画に基づいて、「訪問理美容講習会」の組織化と、訪問理美容を普及するために在宅と施設に対するボランティア活動に

重点をおいた。

② 平成 15(2003)年度収支決算報告＝略

③ 平成 16(2004)年度事業計画

(1) 特定非営利活動

- ・ 訪問理美容サービスの提供・啓蒙活動
- ・ 研修・講習＝訪問理美容講習、登録理美容師に対する研修・講習等
- ・ 研究・開発＝自治体との協同、ニーズへの対応等
- ・ 広報・公聴＝自治体への普及啓発、利用者への普及啓発等
- ・ ボランティア活動

(2) 収益事業

- ・ 訪問理美容福祉機器の販売

④ 平成 16(2004)年度予算案＝略

⑤ 役員選出＝平成 15(2003)年度役員が全員再選された。

2、活動の現状

平成 16(2004)年度の活動は、「訪問理美容講習会の開催」と、「訪問理美容の組織化」に重点をおいた。訪問理美容講習会は当初、2 日間の日程でカリキュラムを編成したが、サロンの経営者や従業員にとって、2 日間の日程は厳しいとの意見が出されたため、美容福祉学科の教員と再検討して、サロンの休日 1 日を使って、訪問美容に関する基礎知識と「すいこ〜ム」での実技を修得できるように改正した。講習会参加の呼びかけは、八王子周辺の理美容サロンにダイレクトメールで案内した。参加状況は別項のとおりである。

訪問理美容の組織化は、初めての経験であったため手探りの面もあったが、理美容師法との関係、実施手順、事故対策の保険など、訪問理美容を実施する理美容師にとっても、また訪問理美容を受ける利用者にとっても、快適で安全に実施できることを最重要に検討した。訪問理美容を実施する登録理美容師制度と理美容師法との関係などについては、別項のとおりである。

また、訪問美容に不可欠の「集髪用具」については、独自に開発を進めた結果、「すいこ〜ム」を考案、商標登録（平成 15 年 3 月 7 日付・登録第 4652077 号）して、訪問理美容にとって不可欠の器具として活用を呼びかけている。

以下現在までの活動状況をまとめておく。

◆「訪問理美容」講習会

<カリキュラム>

- 9:00～ 9:15 オリエンテーション＝15 分
- 9:15～10:25 高齢者・障害者のボディメカニズムと起こりやすい病気＝70 分
- 10:30～11:40 高齢者・障害者の心理とコミュニケーション＝70 分
- 12:30～12:50 NPOの活動状況と登録理美容師について＝20 分
- 12:50～13:50 訪問理美容について＝60 分
- 13:50～14:30 寝たきり状態でのカットの実演＝40 分
- 14:30～16:50 ウィッグを使ったカット練習（教材「すいこ〜ム」を使用）＝100 分

14:30～16:50 修了式

<講習開催の経過と受講者数>

○平成 15(2003)年

2月=12人、4月=9人、6月=17人、7月=16人、8月=18人、9月=40人、10月=19人、
11月=13人、12月=9人

○平成 16(2004)年

1月=13人、3月=24人、4月=32人、5月=22人、6月=17人、7月=12人、8月=17人、9
月=18人、10月=11人、11月=14人、12月=11人

○平成 17(2005)年

1月=13人、2月=22人、3月=17人

◇平成 17(2005)年 3月までの総受講者数=396人

◆「訪問理美容」の実施手順と法律解釈

訪問理美容講習受講者に対しては「登録理美容師」となるよう呼びかけ、賛同した理美容師には、以下の手順で訪問理美容を実施するよう運営方針を定めた。平成 16(2004)年度以降の訪問理美容実績は別項のとおりだが、登録理美容師と訪問理美容は着実に増加傾向にある。理美容福祉の新しい実践として、さらなる発展と定着に努力したい。「訪問理美容」の実施手順と法律解釈は以下の通りである。

《「登録理美容師」の登録手順》

- 1、「すいこ〜ム」の取り扱いに習熟することが基本ですので、自宅で十分練習をしてください。
(大学で再度練習したい方は遠慮なくご連絡ください)
- 2、「登録理美容師認定基準」を参考に、訪問理美容ができる自信がつかましたら、当NPO八王子支所まで「登録書類一式」をご請求ください。電話番号 0426-77-0111
- 3、次の書類に必要事項をご記入の上、当NPO八王子支所にご返送ください。
 - ①「登録理美容師」登録申請書
 - ②「理美容師免許証または美容師免許証のコピー」
 - ③「訪問介護員養成研修 2級課程修了証」または「訪問理美容講習修了証」のコピー
 - ④「訪問理美容活動に関する覚書」(乙の個所に名前を記載し捺印したもの)
 - ⑤「登録理美容師証」に貼る本人写真(講習会で撮影された方は不要)
 - ⑥見本の統一名刺を当NPOで作成希望の方は「表示したい住所・店名・TEL・FAX 番号」を明示したもの。
- 4、ご購入いただくもの
 - ①「NPO全国介護理美容福祉協会」指定の「領収証」(3枚複写) 1冊 400円
 - ②統一名刺印刷代(希望者のみ) 100枚、1600円
- 5、ご送金方法(略)
- 6、「NPO活動総合保険」適用必須条件
「訪問理美容実施計画書」が訪問日前日までに協会へ提出されていること(FAXもしくは郵送で提出)
*「NPO活動総合保険」とは、登録理美容師の活動を取り巻く危険を総合的にカバーする

当NPO専用の総合保険です。(保険料はNPOが負担)

①NPO登録理美容師がNPO活動中あるいは自宅と活動場所との間の通常経路往復中で、こうむった事故でのケガ・後遺障害・入院費等保障、②NPO登録理美容師が訪問先の施設や利用者宅でNPO活動中、誤って利用者にケガをさせたり、訪問先の器物を壊したりした場合の保障、③訪問理美容先で「感染症」に感染した場合のお見舞金

《「登録理美容師」認定基準》

第1条 全国介護理美容福祉協会定款第5条第1項第2号に基づき、寝たきり老人、障害者、福祉施設入所者、障害者施設入所者、病院入院患者を対象として、理美容福祉実践の担い手となる介護の知識・技術を有した理美容師を「登録理美容師」と認定し、この資格に関し必要な事項を定める。

第2条 登録理美容師の資格に関する基準は次のとおりとする。

【資格】理美容師免許取得者、訪問介護員養成研修2級課程修了者(理美容福祉師)、訪問理美容講習修了者(登録美容師)、美容福祉技術講習修了者(登録理美容師)、同コース修了者(福祉理美容師)

【知識・人格】本NPO設立の趣旨、考え方に賛同し積極的に活動する意思がある。知識・教養＝お客様に話題を提供できる。趣味・資格・特技がある。障害者の心理について理解できる。人格＝博愛・友愛・誠実・熱意がある。朗らか・明るさがある。几帳面である。

【技術能力等】一般的な技術＝スタイリストとして活動、または活動したことがある。カット・パーマ・ヘアダイ・エステ等について対応できる。その他、ご利用者の全ての要望に対応できる。

【すいこ～ムの技術】すいこ～ムを使用して10人以上のボランティア活動を実施した。ウィッグで練習している。

【その他】マニュアルに従って実施できる。利用者を観察しながら、状況に対応できる。

第3条 「登録理美容師」の資格認定は、全国介護理美容福祉協会が行う。

第4条 「登録理美容師」の資格認定証は、全国介護理美容福祉協会理事長が交付する。

第5条 「登録理美容師」の資格認定証は、「様式1～2」に定める。

《訪問理美容に関する覚書》

特定非営利活動法人・全国介護理美容福祉協会(以下、甲と称す)と理美容師〇〇〇〇(以下、乙と称す)は、乙が行う訪問理美容活動の実施に関し、次のとおり覚書を取り交わす。

第1条(登録)乙は甲の定款第5条第1項第1号に規定するサービスを行うため、「訪問介護員(ホームヘルパー)2級課程養成研修」を修了または甲が実施する「訪問理美容講習」を履修し、その後甲に所属する「理美容師」として登録する。

第2条(登録理美容師)前条により甲に登録した乙を「登録理美容師」と呼称する。

第3条(登録理美容師証の発行)甲は乙に対し、甲の訪問理美容活動であることを認証するための登録理美容師証を発行する。

第4条(乙の遵守義務)乙は、甲の事業目的(定款第3条)の訪問理美容を行うにあたり、理美容師法によるほか、以下のことを遵守する。

①登録理美容師証を携行する。

- ②甲が定める「訪問理美容実施マニュアル」を遵守する。
- ③「すいこ〜ム」のコームはお客様ごとに封印されている新規の滅菌済みコームを利用者の面前で開封して使用する。
- ④訪問理美容実施前に「訪問理美容実施計画書」を甲に提出する。
- ⑤理美容料の収受は甲指定の領収証を使用する。
- ⑥前項の理美容料を収受した場合は、額面金額の10%相当額を甲の活動運営費として甲に納付する。

第5条（甲の遵守義務）

- (1) 乙の訪問理美容活動につき次のことを支援する。
 - ①乙の所在する地区で乙が指定する介護施設、介護支援センター、寝たきり在宅者等に対し、乙の訪問理美容PRを行う。
 - ②カットや介護技術の向上のための研修・講習を行う。
 - ③自治体への啓発・啓蒙を促進する。
 - ④訪問理美容の安全性等の向上を図るための情報を乙に適時提供する。
- (2) 甲の訪問理美容活動中に発生した事故および傷病を保障するため「NPO活動総合保険」を甲の負担で付保する。ただし「甲の訪問理美容活動中」であることの認定は次による。
 - ①訪問理美容実施日の前日までに、乙から甲所定の「訪問理美容実施計画書」が提出されていること。
 - ②乙が「すいこ〜ム」を使用した場合は、新規のコームを使用していること。
 - ③乙が理美容料の収受に「甲指定の領収書」を使用していること。

〇〇〇〇年〇月〇日

甲 NPO全国介護理美容福祉協会 理事長 山野 正義 印
乙 登録理美容師 〇〇〇〇〇 印

《訪問（出張）理美容に関する理美容師法の解釈》

美容師法（第7条）・理容師法（第6条の2）は、訪問理美容を実施する際に必要な事項を定めている。なお、「都道府県が条例で定める場合」があることから、訪問先所在地の都道府県の理美容師法施行条例を調べて、その内容を知っておく必要がある。美容師法と、東京都・神奈川県の実行条例、施行細則の訪問美容関係の条文はつぎの通り。（理容師法も同文）

【美容師法】

第7条（美容所以外の場所における営業の禁止）美容師は、美容所以外の場所において、美容の業をしてはならない。ただし政令で定める特別の事情がある場合には、この限りではない。

【美容師法施行令】

第4条 美容師が法第7条ただし書きの規定により美容所以外の場所で業務を行うことができる場合は、次のとおりとする。

- ①疾病その他の理由により、美容所に来ることができない者に対して美容を行う場合
- ②婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に美容を行う場合
- ③第2号のほか、都道府県が条例で定める場合

【東京都・美容師法施行条例】

第4条 美容師法施行令(昭和32年政令第277号)第4条第3号の規定による条例で定める場合は、

次のとおりとする。

- ①山間部等における美容所のない地域に居住する者に対して、その居住地で施術を行う場合
- ②社会福祉施設等において、その入所者に対して施術を行う場合
- ③演芸に出演するもの等に対して、出演等の直前に施術を行う場合

【東京都・美容師法施行細則】

第4条 美容師法施行条例（平成12年東京都条例第39号）第5条の東京都規則で定める社会福祉施設等は、次に掲げる社会福祉施設、病院及び自動車とする。

- ① 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者厚生施設、身体障害者医療施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設及び身体障害者福祉センター
- ② 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第5条第1項に規定する知的障害者厚生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホーム
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項に規定する精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉向上及び精神障害者地域生活支援センター
- ④ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する乳児院、知的障害者施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設及び児童自立支援施設
- ⑤ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム
- ⑥ 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第22項に規定する介護老人保健施設
- ⑦ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する救護施設及び更正施設
- ⑧ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院
- ⑨ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車で、専ら全各号に掲げる社会福祉施設等の入所者その他これと同程度の状態にある者に美容の業を提供する目的で使用するもの

【神奈川県・美容師法施行条例】

第3条 美容師法施行令（昭和32年政令第277号）第4条第3号の規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- ① 養護老人ホーム、児童養護施設その他これらに類する施設において業務を行う場合
- ② 港湾に停泊中の船舶において、船舶の乗務員に対し業務を行う場合
- ③ 興行場等において、演芸を行うもの等に対し、出演等の直前に業務を行う場合
- ④ その他知事が特に必要と認める場合

【神奈川県・美容師法施行細則】

第1条 美容師法（昭和32年法律第163号）及び美容師法施行条例（平成12年神奈川県条例第10号）に基づく次に掲げる事務（2以上の保健所の管轄区域において移動して業を行う美容所に係るものを除く）は、保健所長に委任する。

- ①～⑦省略
- ⑧ 条例第3条第4号の規定により、同条第1号から第3号までに掲げるもの以外の場合について

て、特に必要と認めること（出張して業務を行おうとする場所が横浜市、川崎市、横須賀市または相模原市の区域にある場合を除く）

【横浜市・美容師法施行細則】

第7条 美容師法施行条例第3条第4号に基づき美容師が、美容所以外の場所で業務を行おうとするときは、美容師出張業務承認申請書（第7号様式）をその業務を行う場所を所管する福祉保健センター長に提出しなければならない。

2 福祉保健センター長は、前項の申請について承認するときは、美容師出張業務承認書（第8号様式）を、承認しないときは美容師出張業務不承認通知書（第9号様式）を申請者に交付するものとする。

◆訪問理美容活動実績

○平成16(2004)年度

萌の会＝毎月第2火曜日、カットのみ（1500円）、合計＝95人

多摩永山病院＝毎週、カット・洗髪（3500円）、合計＝32人

○平成17(2005)年度

萌の会＝毎週第2火曜日、カットのみ1500円。合計＝132人

多摩永山病院＝毎週、カット・洗髪3500円。合計＝191人

厚木精華園＝毎月第3火曜日、カットのみ1500円。合計＝133人

麦の会＝毎月第3火曜日、カットのみ2500円。合計＝17人。

ちょうふの里＝毎月第3火曜日、カットのみ（2500円）。3人

都立府中療育センター＝毎月第2・4火曜日、カットのみ（1800円）。合計＝638人

八王子療護園＝毎月第1火曜日、カット（2000円）、パーマ（6800円）、ヘアダイ（4000円）、
合計＝53人

個人活動＝登録美容師132人、活動者延べ人員542人

◆ボランティア活動

○平成15(2003)年度

登録理美容師のスキルアップも兼ねて、ボランティアでの訪問理美容に重点をおいた。ボランティア先は、在宅訪問3件、萌の会（八王子市・知的障害者施設）、心成苑（八王子市・特別養護老人ホーム）、美郷（町田市・特別養護老人ホーム）、厚木市総合福祉センター（身体障害者通所施設）、はなかいどう（三鷹市・老人保健施設）、精華園（厚木市）、都立府中療育センター（府中市）などで、約300人の利用者に実施した。

○平成16(2004)年度

都立府中療育センター（府中市・重症心身障害児施設）、むつみ会（世田谷区）、八王子福祉園（八王子市・重症心身障害児施設）、心成苑（八王子市・特別養護老人ホーム）、美郷（町田市・特別養護老人ホーム）等で実施した。

3、特定非営利活動法人 全国介護美容福祉協会定款

第1章 総則

第1条(名称) この法人は、特定非営利活動法人 全国介護美容福祉協会という。

第2条(事務所) この法人は、主たる事務所を渋谷区代々木1丁目53番1号に置く。

2 この法人は、前項のほか従たる事務所を神奈川県厚木市戸室1丁目6番地7号に置く。

第2章 目的及び事業

第3条(目的) この法人は、理・美容室に来店困難な、寝たきり老人、障害者、福祉施設入所者、障害者施設入所者、病院入院患者等に対して訪問理・美容を行うとともに、そうした活動の安全性の向上を図るための普及啓発に関する事業を行い、もって地域の保健、福祉の増進に寄与することを目的とする。

第4条(特定非営利活動の種類) この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

第5条(事業の種類) この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

①高齢者、障害者等に対する訪問散髪サービスの提供

②訪問理・美容の安全性等の向上を図るための普及啓発事業

(2) 収益事業

①訪問洗髪、セット、パーマ、ヘアダイ、エステ、化粧等のサービスの提供に関する事業

②訪問理・美容に関する、機材・器具の販売、リース及びレンタル業

前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障ない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

第6条(種別) この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して、入会した個人及び団体

(2) 準会員 この法人の目的に賛同して、その活動を賛助するため入会した個人及び団体

第7条(入会) 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条(入会金及び会費) 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第9条(会員の資格の喪失) 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

第10条(退会) 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第11条(除名) 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その正会員に対し、議決の前

に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第12条(抛出金品の不返還) 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

第13条(種別及び定数) この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上7人以下とする。

(2) 監事 1人以上3人以下とする。

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

第14条(選任等) 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

第15条(職務) 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は、財産に関し、不正の行為又は法令若しくは、定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

第16条(任期等) 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条(欠員補充) 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第18条(解任) 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第19条(報酬等) 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し、必要な事項は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第20条(職員) この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

第21条(種別) この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

第22条(構成) 総会は、正会員をもって構成する。

第23条(権能) 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任、又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金、会費の別
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって、償還する短期借入金を除く)。第50条において同じ。その他、新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他、運営に関する重要事項

第24条(開催) 通常総会は、毎年2回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上からの会議の目的である事項を記載した書面を持って、招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

第25条(招集) 総会は前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第26条(議長) 総会の議長は、その総会において、出席した正会員から選出する。

第27条(定足数) 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第28条(議決) 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款で規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

第29条(表決権等) 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむをえない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により、表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議事について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第30条(議事録) 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

第31条(構成) 理事会は、理事を持って構成する。

第32条(権能) 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第33条(開催) 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

第34条(招集) 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による招集があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第35条(議長) 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

第36条(議決) 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第37条(表決権等) 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前2条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の表決に加わることができない。

第38条(議事録) 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

第39条(資産の構成) この法人資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金
- (4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

第40条(資産の区分) この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の2種とする。

第41条(資産の管理) この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、議会の議決を経て、理事長が別に定める。

第42条(会計の原則) この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第43条(会計の区分) この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の2種とする。

第44条(事業計画及び予算) この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

第45条(暫定予算) 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第46条(予算費の設定及び使用) 予算超過及び予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

第48条(事業報告及び決算) この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第49条(事業年度) この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第50条(臨機の処置) 予算を持って定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

第51条(定款の変更) この法人が定款の変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

第52条(解散) この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の死亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第53条(残余財産) この法人が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する財産は、学校法人山野学苑に帰属するものとする。

第54条(合併) この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

第55条(公告の方法) この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、読売新聞に掲載して行う。

第10章 雑則

第56条(細則) この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 山野 正義

副理事長 山野 愛子ジェーン

理事 三宅 政志公

理事 中原 英臣

理事 田爪 正氣

理事 奥山 一成

監事 水野 敬二

監事 平尾 良雄

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成16年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 5,000円

(2) 年会費 5,000円

山野美容芸術短期大学 美容福祉学科

YAMANO COLLEGE OF AESTHETICS

AESTHETICS AND WELFARE

◇所在地＝〒192-0396 東京都八王子市鎌水 530

TEL 0426-77-0111 FAX 0426-77-0234

◇開設＝平成 11(1999)年 4 月、入学定員 80 人、3 年制、男女

◇学科長＝塩原正一

1、開設の目的

【教育の目標】

“Sunset is as beautiful as sunrise.” 「生きるほど美しく」は、高齢社会に生きる人々への熱いメッセージです。社会の進歩と発展に貢献し、家族を守ってきた高齢者や、障害を持っていても努力している人々を支える環境を築くことは、21 世紀の日本にとって大切なテーマです。

美容福祉学科は「介護福祉士」と「美容師」の 2 つの資格を持って、介護の分野に美容を、美容の世界に介護の技術を生かすことができる人材を育成する日本で初めての学科です。「介護福祉士」と「美容師」の国家資格を取得するための法定課目の修得に加えて、基礎ゼミ合宿などを通じて、教員と学生同士が豊かな人間関係を築きます。さらに国際比較美容論、英語コミュニケーション、海外研修旅行で国際感覚を身につけます。伝承美（着物着付け・茶道・華道）を学んで、日本の伝統文化を理解し実技を修得します。美容と福祉の分野のリーダーに求められるサロンや施設運営のノウハウを学びます。

【取得できる資格】

「介護福祉士登録」（卒業と同時に大学が「財団法人社会福祉振興・就職センター」に申請して介護福祉士として登録される）

「美容師国家試験受験資格」（卒業見込みが確定すると美容師国家試験を受験できる。
2 月＝実技試験、3 月＝筆記試験）

「美容福祉師 1 級」

「山野流着装初・中伝」

「茶道裏千家初級」

「花芸安達流入会水コース」

< 選択取得 >

「山野流着装奥伝・花嫁」

「色彩検定 2 級、3 級」

「I N A ネイル検定」

「クレンリネス・マネージャー」

平成 17(2005)年以降の入学生は、美容福祉学科卒業後、「社会福祉専攻」（1 年制）に進学・修了し、卒業後 1 年間実務経験を積むことによって、「社会福祉士」受験資格が取得できます。

2、カリキュラム

カリキュラムは、①美容師国家試験受験資格取得、②介護福祉士登録、③社会福祉士受験資格（社会福祉専攻進学前提）の 3 資格を取得できる授業科目から構成され、卒業要件は、3 年以上在学し必修科目 110 単位、選択科目から 2 単位、合わせて 112 単位以上を修得することとなっている。

本学科の卒業要件を満たせば、「美容師法」に基づく美容師養成施設の卒業要件時間数（2000 時間）と、「社会福祉士及び介護福祉士法に基づく介護福祉士養成施設の卒業要件時間数（1650 時間）を同時に満たすことができる。

以上にに基づく授業科目・単位・時間は次表の通り。

◇美容福祉学科（*＝選択科目）

科目名	単位	時間
【関係法規・制度】		
関係法規・制度	1	30
【衛生管理】		
衛生管理技術	1	30
公衆衛生	1	30
感染症	1	30
【美容保健】		
皮膚科学Ⅰ	1	30
皮膚科学Ⅱ	1	30
医学一般（解剖・生理）	2	60
【美容の物理・化学】		
物理	1	30
化学	1	30
香化粧品化学	1	30
【美容文化論】		
日本結髪史	1	15
美容デザイン	1	30
服飾論	1	30
装飾文化論	1	15
【美容技術理論】		
美容技術理論Ⅰ	2	60
美容技術理論Ⅱ	1	30
美容技術理論Ⅲ	1	30
【美容運営管理】		
マネジメント論・労務管理	1	30
接客法	1	30
【美容実習】		
美容実習Ⅰ（基礎）	7	210
美容実習Ⅱ（カット）	4	120
美容実習Ⅲ（上級）	3	90
美容実習Ⅳ（上級）	4	120
美容実習Ⅴ（応用）	3	90
美粧	2	60
伝承美論（着装）	4	120
【介護福祉専門課目】		
心理学	1	30
情報処理	1	30
英会話	1	30
基礎ゼミ	1	30
公的扶助論	1	30
児童福祉論	2	60
社会福祉概論	2	60
老人福祉論	2	60
障害者福祉論Ⅰ	1	30

障害者福祉論Ⅱ	1	30
リハビリテーション論	1	30
社会福祉援助技術論Ⅰ	1	30
社会福祉援助技術論Ⅱ*	3	90
社会福祉援助技術演習Ⅰ	1	30
社会福祉援助技術演習Ⅱ*	3	90
レクリエーション活動援助法2	2	60
老人の心理	1	30
障害者の心理	1	30
家政学概論Ⅰ（食生活）	1	30
家政学概論Ⅱ（衣生活）	1	30
家政学概論Ⅲ（住生活）	1	30
家政学実習Ⅰ（食生活）	1	30
家政学実習Ⅱ（衣生活）	1	30
家政学実習Ⅲ（住生活）	1	30
精神保健	1	30
介護概論	2	60
介護技術Ⅰ	4	120
会議技術Ⅱ	1	30
形態別介護技術Ⅰ	2	60
形態別介護技術Ⅱ	1	30
形態別介護技術Ⅲ	1	30
形態別介護技術Ⅳ	1	30
会議実習Ⅰ	2	90
介護実習Ⅱ	4	180
介護実習Ⅲ	4	180
実習指導Ⅰ	1	30
実習指導Ⅱ	1	30
実習指導Ⅲ	1	30
【美容福祉関連課目】		
伝承美論（茶道）	1	30
伝承美論（華道）	1	30
美容福祉	2	60
化粧療法	2	60
在宅福祉論	1	30
美容総合技術Ⅰ	1	45
美容総合技術Ⅱ	1	45
障害者服飾デザイン*	1	30
東洋医学*	1	30
健康運動*	1	30
色彩学*	1	30
【特別課目】		
国際比較美容論	1	15
海外研修旅行	1	30
特別活動	1	30

◇専攻科・社会福祉専攻

障害者福祉原論	2	30
児童福祉論	4	60
社会保障論	4	60
社会福祉援助技術論	6	90
社会福祉援助技術演習	3	90
社会福祉援助技術現場実習	4	180
社会福祉援助技術現場実習指導	3	90

比較福祉論	2	30
施設管理運営論	2	30
ボランティア論	2	30
高齢者の健康づくり	2	30
家政学特論	2	30
家政学特別実習	1	30
リラクゼーション	1	30
アロマセラピー	1	30

3、卒業生の就職状況

	卒業生数	内就職希望者数	福祉施設	美容室	エステサロン	化粧品	一般企業	その他
2001年卒	31	29	16	5	1	2	-	5
2002年卒	54	49	23	20	2	1	1	2
2003年卒	73	68	26	19	5	5	1	12
2004年卒	37	32	18	8	1	-	1	4

◆山野美容芸術短期大学主催の美容福祉関係公開講座

山野美容芸術短期大学美容福祉学科開設の目的は、美容福祉に関する教育・研究の推進が中心であるが、その成果を福祉の分野に役立てるために、美容師をはじめ社会人が、科目等履修生として「訪問介護員養成研修2級課程」を受講できる制度と、公開講座で「美容福祉技術講習」を開講している。詳細は以下の通り。

【訪問介護員養成研修2級課程】

この研修は、介護保険法施行令に基づいて、東京都の指定を受けた「訪問介護員養成研修」であるが、法定の研修時間130時間に、本学独自の美容福祉関連課目を追加して151時間のカリキュラムとし、美容福祉学科教員が講師を担当している。

<開講状況と受講者>

- 平成12(2000)年度=23人(美容師等)
- 平成13(2001)年度=45人(美容師等)
- 平成14(2002)年度=67人(美容師等)、71人(学生等)
- 平成15(2003)年度=33人(美容師等)、159人(学生等)
- 平成16(2004)年度=34人(美容師等)、147人(学生等)

<カリキュラム> (○囲み数字は時間)

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ホームヘルプサービス概論=③ | 障害疾病の理解(2)=③ |
| ホームヘルパーの職業倫理=② | 障害疾病の理解(3)=② |
| リハビリテーション医療の基礎知識=② | 高齢者の心理及び家族の理解=③ |
| 医学の基礎知識=③ | 障害児・者の心理及び家族の理解=③ |
| 福祉の理念とケアサービスの意義=③ | 相談援助とケア計画の方法(1)=② |
| 障害疾病の理解(1)=③ | 相談援助とケア計画の方法(2)=② |
| 在宅看護の基礎知識=③ | 介護事例検討=④ |
| サービス提供の基本的視点③ | 住宅・福祉用具に関する知識=④ |
| メイクの技術(1)(2)=④ | 障害者(児)福祉の制度とサービス=③ |
| 高齢者保健福祉の制度とサービス=③ | 介護概論=③ |
| 美容福祉の考え方=② | 家事援助の方法=④ |

訪問理美容の関連法規＝③
共感的理解と基本的態度の形成＝④
レクリエーション体験学習＝③
訪問理美容について＝②
生活運動論＝②
基本介護技術(1)介護の心構え・介護者の健康管理・ベッドメイキング・ボディメカニズム等＝③
基本介護技術(2)体位変換・安楽の体位・褥瘡への対応等＝③
基本介護技術(3)衣類の着脱＝③
基本介護技術(4)身体の清潔＝③
基本介護技術(5)入浴・洗髪＝③
車いす着付け＝②

障害者の衣服＝③
基本介護技術(6)食事の介護と口腔ケア＝③
基本介護技術(7)排泄・尿失禁の介護＝③
基本介護技術(8)車いすへの移乗と移動＝③
基本介護技術(9)杖歩行の介助・視覚障害者のガイドヘルプ＝③
基本介護技術(10)緊急時の対応＝③
ケア計画作成と記録・報告の技術(1)＝②
ケア計画作成と記録・報告の技術(2)＝③
実習ガイダンス＝③
介護実習＝⑩
ホームヘルプサービス同行訪問＝⑧
在宅サービス提供現場見学＝⑥

【美容福祉技術講習】

平成 16(2004)年 9 月 15 日現在の統計によると、65 歳以上の高齢者は 2,484 万人となり、総人口 1 億 2,761 万人に占める割合は、19.5% (前年は 19.0%) となっている (総務省発表)。こうした高齢化の進展に伴って、家庭でも老人福祉施設でも介護を必要とする方々が急増している。さらに理美容サロンでも車いす利用のお客さまへの対応や、来店が困難な方への訪問美容が求められている。

こうした状況の中で、山野美容芸術短期大学は、高齢者や障害を持つ方々にとって切実な洗髪や髪の手入れを、家庭や施設で行うことができる技術講習を公開講座として行っている。なお本講習は、理容師法・美容師法に基づいて、理容師・美容師資格を持つ方々と、同資格を持たない一般の方々とは別のコース設定をしている。

本講習の会場は、現在改築工事中の山野美容専門学校校舎前の中沢ビル 1 階。問い合わせは、080-6529-1943 まで。

<養成・技術コース>

【「福祉理美容師」養成コース】(4 日間・28 時間、受講料＝38,000 円＋教材「すいこ～ム」代 9,500 円)＝理容師・美容師を対象とし、このコースを修了すると、希望する理容師には「NPO 全国介護理美容福祉協会認定福祉理容師」の認定証、美容師には「日本美容福祉学会認定福祉美容師」の認定証を取得できます (認定料別途 2000 円)

【「美容福祉」技術コース】(4 日間・28 時間、受講料＝一般社会人 35,000 円・学生＝30,000 円＋教材「すいこ～ム」代 9,500 円)＝主婦をはじめ一般社会人・学生で、家族や親戚の方を介護される時に役立つ技術を学ぶ。修了しても「福祉理美容師」資格は取得不可。

【「基本介護」技術コース】(1 日・一般社会人対象、受講料＝10,000 円)＝家庭で行う家族などに対する簡単な介護の知識と技術を学ぶ。

【「基本美容」技術コース】(1 日・一般社会人対象、受講料＝10,000 円)＝施設等で介護に携わっている方が、寝たままの利用者に洗髪や染毛などをしてあげることができる簡単な美容の知識と技術を学ぶ。

<カリキュラム>

(「福祉理美容師」「美容福祉」の各コースは1日7時間×4日＝計28時間。「基本介護」1日コースは第2日、「基本美容」1日コースは第4日の授業を受講する)

《第1日》

- ・高齢者・障害者の医学＝1.5時間
- ・高齢者・障害者の心理＝1.5時間
- ・関係法規・制度＝1.5時間
- ・美容技術①すいこ～ムの技術＝2時間
- ・まとめ＝0.5時間

《第2日》

- ・介護技術①車いすの移動と移乗、介護技術②車いすの操作要領＝3時間
- ・介護技術③杖歩行の介助、介護技術④＝視覚障害者のガイドヘルプ＝3.5時間
- ・まとめ＝0.5時間

《第3日》

- ・美容福祉概論＝1.5時間
- ・社会福祉概論＝1.5時間
- ・介護技術⑤体位変換・安楽の体位＝2時間
- ・福祉施設の基礎知識＝1.5時間
- ・まとめ＝0.5時間

《第4日》

- ・美容技術②洗髪、美容技術③染毛＝3時間
- ・美容技術④ネイル・メイク・ハンドマッサージ、美容技術⑤車いす着付け＝3.5時間
- ・まとめ＝0.5時間

編集を終えて……

○…『生きるほどに美しく…美容福祉のこころ』とのテーマで新春セミナーを企画した佐野恒夫・日本美容福祉学会事務局長は、溪流つりやカメラ片手に日本の春夏秋冬の美しい風景と花々を追いかけているネイチャリストである。その自然との触れ合いの中から「美容福祉」という人間にとって大切な営みの根底には、自然につながる普遍的な“こころ”が必要なのではないかという発想が生まれたのだと勝手に想像している。このセミナーの記録集を作成するにあたって、講演とパネルディスカッションの全てを聞き直してみた。その結果、話された内容を通じて、経営・研究・実践という立場の違いはあっても、高齢社会に生きる一人ひとりの高齢者の“こころ”を守ることが「美容福祉」の原点であるべきだということが再確認できた。その意味で、このユニークなテーマは美容福祉の核心に迫るものとなり、良かったと思う。

○…昨年秋、山野美容芸術短期大学美容福祉学科のアメリカ研修旅行に同行して、サンフランシスコとロサンゼルスの高級な老人施設などを見学した。自分がしたいと思うことをしたいだけ楽しみながら元気に余生を送っている高齢者と、それを保障する環境や施設とその仕事に携わっている人々に出会った。あるべき高齢者福祉の一つの典型だろうとは思った。私事だが、一昨年秋、信州に一人で住んでいた94歳の父が亡くなった。約5年間、週末は東京から通って身の回りの面倒をみた。今、父の最期を振り返ってみると、孤独からくる寂しさはあったと思うが、病院で亡くなる10日前までは、隙間風は吹くが自分の家で、自分のペースで生きることができた。その意味では、豪華な施設や環境だけが全てではない。貧しくとも自分が希望する環境で心豊かに生きることができるようサポートする福祉もあっていいと思う。

○…少子高齢化が進行する中で、年金不安が高まり、介護保険は改悪方向での見直しが強行されるなど、日本の高齢者の生活基盤はますます不安定になってきている。同時に中高年者はもとより次代を担う若者からはまともに働く仕事の場が奪われている。エコノミスト誌は、3/22、5/31号で「娘、息子たちの悲惨な職場」を特集し、衝撃的なキャッチ・コピー通りの実態を告発している。私もうつ病で社会復帰が不可能と宣告された長男を抱えているが、障害を持つ人々にとっては正社員として仕事に就くことは絶望的と言っていい。「美容福祉」が意義を持つのは、根底に人間らしい生活をおくることが出来る基盤が確立した社会であることが不可欠だ。その意味で、農業を破壊して食料自給率を低下させ、過労死を生むまでに労働法制をなし崩し的に改悪し、無原則的な規制緩和で産業と町を空洞化させるなど、国民にとって大切な生活基盤を崩してきた自民党政権主導の政治・経済・労働・農業・産業等に対する政策は根底から改革されなければならない。美容福祉を追究する活動は、人間らしい生活を奪う制度や仕組みに反対し、国民のいのちを守るための政策を実行させる建設的な活動と一緒に展開していくことが必要だ。

○…人々の福祉向上にとって、美容は大切な要素であることは間違いない。しかしながら高齢者だけでなく人々の生き方は十人十色である。従って美容も福祉も、一人ひとりの高齢者のニーズと条件に見合って提供されるものでなければならない。高齢者に対しては、社会と家族に対する貢献に敬意を込めて、最期まで一人の人間として対応してあげるきめ細かな視点と、それを保障するための教育・研究やビジネスであって欲しいと思う。今回のセミナーは「鳥の目と虫の目」から美容福祉の新しい展望を考える良い機会になったと思う。個人的には、この報告集作成を通じて、考えさせられ、勉強させていただいたことを感謝したい。

(福島 清＝山野美容芸術短期大学事務局長、日本美容福祉学会監事)

「生きるほどに美しく…美容福祉のこころ」

2005 新春セミナー報告集<付録：関連資料>

平成 17(2005)年 7 月 1 日発行

発行者 山野正義・日本美容福祉学会会長

編集制作 福島 清・日本美容福祉学会監事

TEL 0426-77-0111 FAX 0426-77-0234

kfukushima@yamano.ac.jp

表紙デザイン 小比類巻淑